

パブリックコメント用

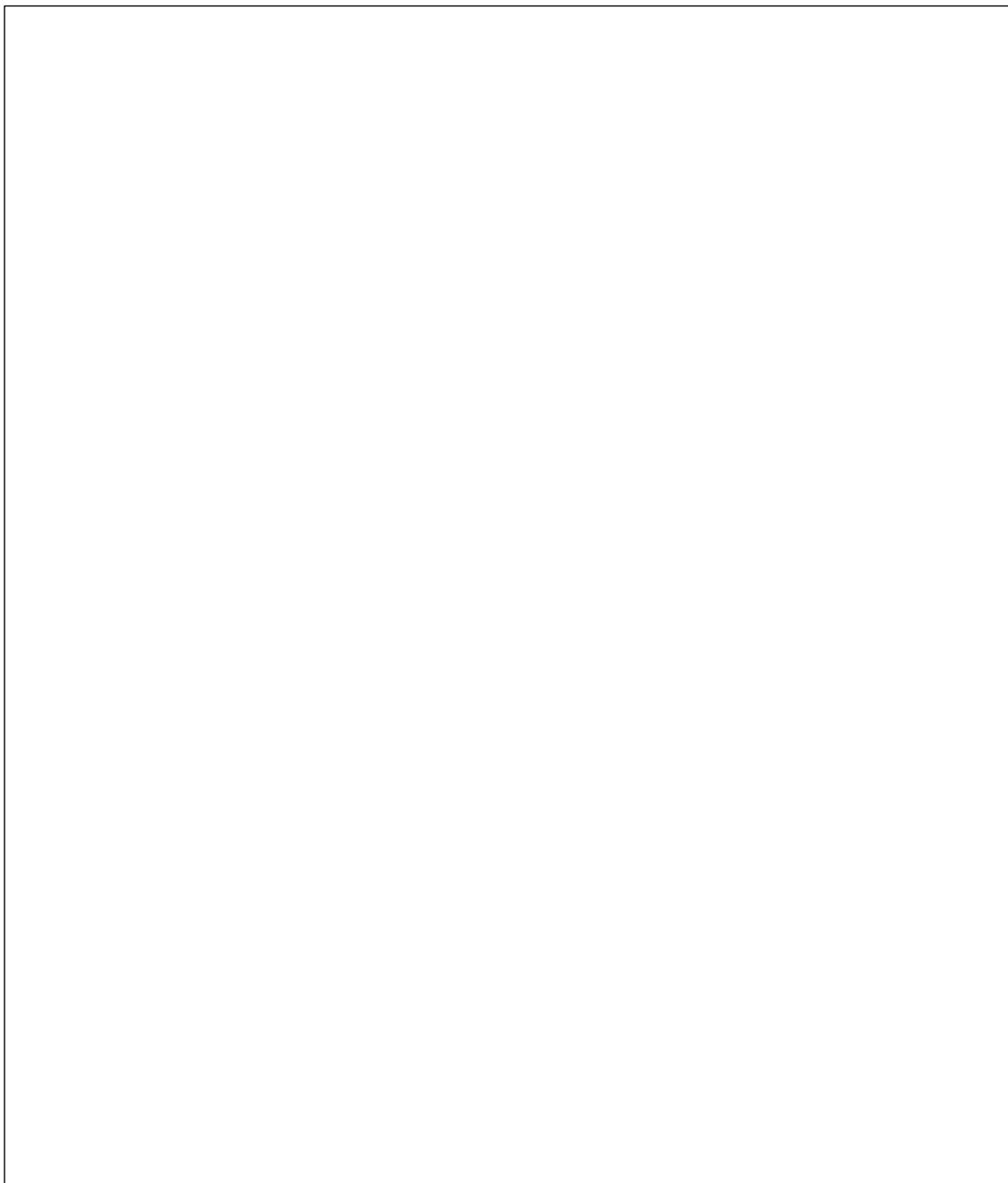
第3期

(令和8年度～令和12年度)

糸島市地域福祉計画（案）

令和8年3月策定
糸島市

ごあいさつ



令和8年3月

糸島市長

目 次 (地域福祉計画)

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	3
3	地域福祉の範囲の考え方	7
4	計画策定の体制	9

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1	人口及び世帯の状況	10
2	支援を必要とする人の状況	13
3	重層的支援体制整備事業に関する状況	17
4	成年後見制度に関する状況	18
5	地域福祉に関するアンケート調査・ヒアリング等からみる現状	19
6	第2期計画の評価と課題	32

第3章 計画の基本理念と重点施策

1	計画の基本理念	41
2	計画の基本目標	41
3	重点施策	41
4	計画の体系	43
5	評価指標	44
6	重点施策に関する指標	48

第4章 施策の展開

基本目標1 地域福祉を支える担い手づくり	49
基本目標2 地域の団体・機関のネットワークづくりと 相談支援機関の成熟	54
基本目標3 権利擁護の推進・充実	64
基本目標4 安全安心な環境と災害に強い体制づくり	68

第5章 計画の推進

1 計画の周知・啓発	71
2 計画の進行管理	71

資料編

糸島市地域福祉計画推進委員会設置要綱	72
糸島市地域福祉計画推進委員会 委員名簿	73
策定経過	74
福祉関係団体等ヒアリング調査実施団体一覧	75

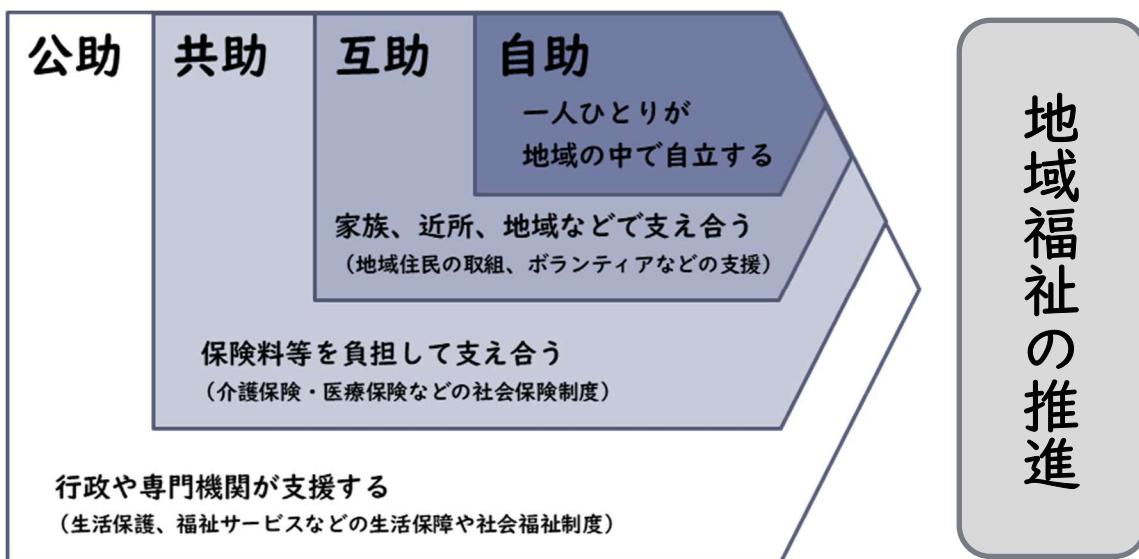
第Ⅰ章 計画の基本的な考え方

I 計画策定の背景と目的

(1) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域に暮らす誰もが安心して、自分らしくいきいきと生活できるよう、市民、地域団体、関係機関、社会福祉協議会、行政などが連携し、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりをたいせつにし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築きながら共に生き、支え合う社会づくりです。

地域福祉の推進には、「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせ、それぞれが最大限役割を果たしていくことがたいせつで、これらをより具体的に推進するため、「地域福祉計画」を策定します。



(2) 策定の趣旨

糸島市（以下、「本市」という。）では、「福祉をみんなの力で支えるまち “いとしま”」を基本理念とした「第2期糸島市地域福祉計画」「第2期糸島市地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉を推進してきました。

令和7年には団塊の世代が75歳以上になるなど、全国的な人口減少社会・少子高齢化は進んでいます。さらにライフスタイルの多様化、核家族化により地域住民の社会的つながりが希薄化する中、高齢者、障がいのある人、児童、ひとり親家庭、生活困窮者などが抱える課題が、複合化・複雑化し、一つの制度では解決が難しい状況となっています。

平成 29 年 6 月 2 日に公布された「地域包括ケアシステム」の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律¹では、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年を目途に、介護が必要な状態でも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築に向けた取組が定められていましたが、今後はさらに精神障がいの有無や程度に関わらず誰もが安心して地域で暮らしていける「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム²」の実現も求められます。

また、近年日本各地で自然災害が頻発し、災害が身近なものになっている今、地域の人々の日頃の支え合いが、非常時の大きな力になることが再認識されています。

平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども、高齢者、障がいのある人などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』の実現が掲げられましたが、今後ますます年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、誰もが生涯にわたって生きがいを持ち、意欲や能力に応じて役割を持って活躍することが望されます。従来の「支える側」「支えられる側」と一律に施策を実施するのではなく、お互いに支え合い育て合うことに重点をおいた「福祉をみんなの力で育て合うまち “いとしま”」を基本理念とし、本市における更なる地域福祉を推進するため、市は第 3 期の「糸島市地域福祉計画」（以下「計画」という。）を、糸島市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」という。）は、「糸島市地域福祉活動計画」を策定しました。

¹ 地域包括ケアシステム：地域住民に対し、介護、介護予防、医療、生活支援サービス及び住まいを関係者が連携して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供するしくみのこと。

² 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム：精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのことであり、地域共生社会の実現に向かっていく上で欠かせないもの。「にも包括」と表現することもある。

2 計画の位置づけ

(1) 法令上の位置づけ

本計画は、改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）第4条に規定されている地域福祉の推進を目的として、同法第107条の規定に基づき、市が策定する「地域福祉計画」です。

本計画には、自殺対策基本法第3条第1項に基づく「自殺対策計画」及び成年後見制度³の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含させています。

また、社会福祉法第109条に基づき、市社会福祉協議会が「地域福祉活動計画」を策定します。

【参考】自殺対策計画

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、新たな大綱の下、関係府省が連携しながら、自殺対策をより一層推進させることとなっています。本計画では、「第4章 施策の展開 基本目標2 地域団体・機関のネットワークづくりと相談支援機関の成熟 2-1 包括的に相談を受け止める体制の強化、2-2 多機関の協働による支援体制の推進」を「自殺対策計画」と位置付けています。

【参考】成年後見制度利用促進基本計画

令和4年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとなっています。

本計画では、「第4章 施策の展開 基本目標3 権利擁護の推進・充実 3-2 成年後見制度の利用促進」を「成年後見制度利用促進基本計画」と位置付けています。



³ 成年後見制度：判断能力がじゅうぶんない人を、法律面や生活面で保護したり支援したりする制度。なお、法定後見制度利用の要件である判断能力の有無や程度については、家庭裁判所が判断する。

【参考】社会福祉法（令和4年3月31日改正抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

- 第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、1又は2以上の区(地方自治法第252条の20に規定する区及び同法第252条の20の2に規定する総合区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第1項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の5分の1を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(2) 各種計画との関わり

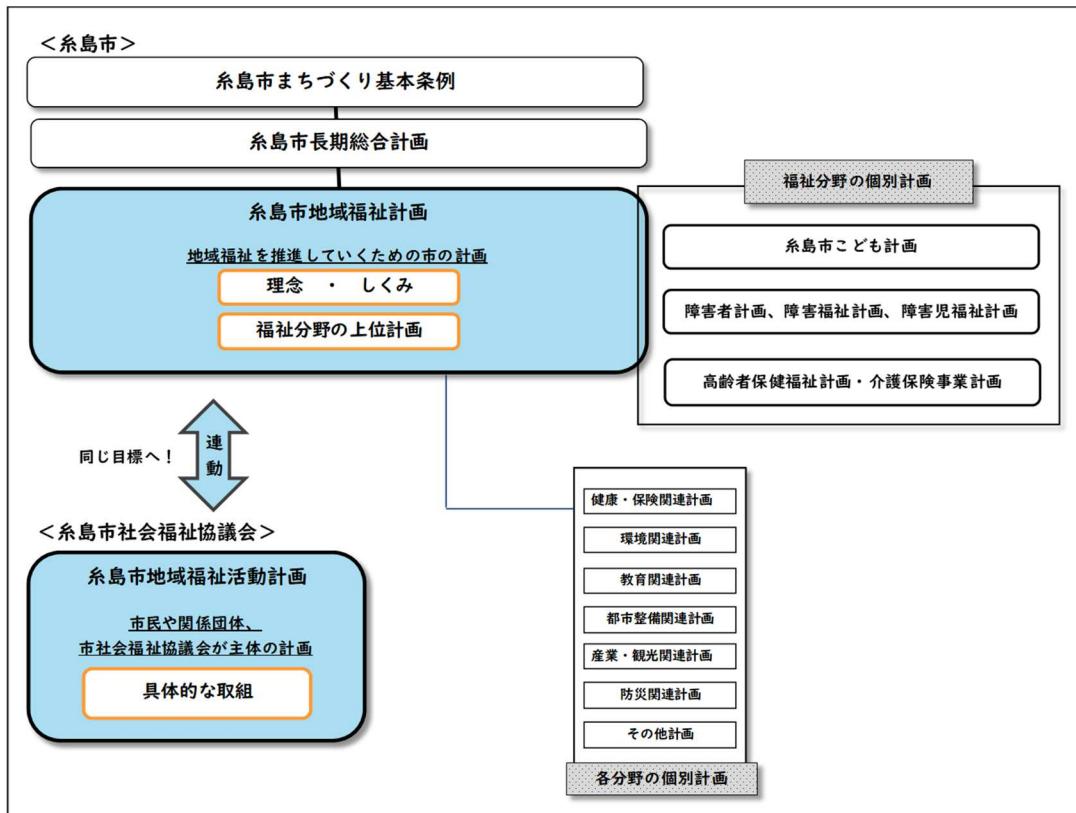
本計画は、「第2次糸島市長期総合計画」の基本目標4「健康で安心して暮らせるまちづくり」を実現するための施策「包括的な地域福祉の推進」を補完する分野別計画として位置づけられます。

また、改正社会福祉法に基づき、地域保健、地域福祉関連諸法とそれに基づく個別計画（「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」「糸島市こども計画」）を横断的に捉え、福祉分野で共通する「理念」や「しくみ」を明確にしたものを「糸島市地域福祉計画」とし、福祉分野の「上位計画」として位置づけます。

併せて、「糸島市地域福祉計画」の基本理念や目標を具現化するために、市民や関係団体、市社会福祉協議会が主体の「糸島市地域福祉活動計画」を策定し、官民協働⁴による地域福祉の推進を図ります。

⁴ 協働：それぞれの果たすべき役割を自覚し、対等な立場で助け合い、協力すること。

このほか、健康増進計画や地域防災計画など、他の分野別計画との連携・整合を図り、これらの計画がより効果的に実施されるよう推進する役割も担います。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間として策定します。

(4) 「持続可能な開発目標（SDGs）」との関連

本計画は、長期総合計画の施策とも連携していることから、SDGs の目標から、1「貧困をなくそう」、3「すべての人に健康と福祉を」、10「人や国の不平等をなくそう」、17「パートナーシップで目標を達成しよう」の4つを挙げ、本計画を推進していきます。

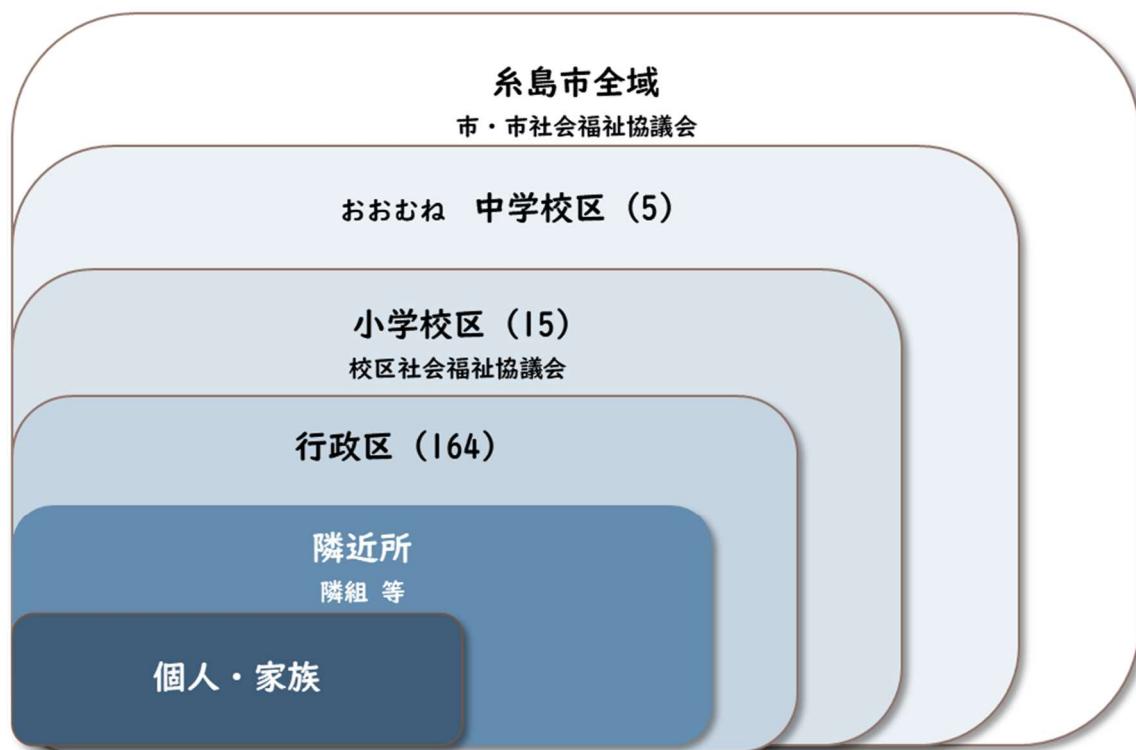


3 地域福祉の範囲の考え方

本計画では、市民のニーズをじゅうぶんに踏まえながら、きめ細かく対応していくため、6つの範囲を設定します。「個人・家族」を中心に「隣近所」「行政区」「小学校区」「中学校区」「市全域」のそれぞれが、連携して問題の解決を図るしくみづくりを進めます。

なお、本市では、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、おおむね中学校区を単位として5つの「日常生活圏域⁵」を設定しており、本計画でも同様とします。

«地域の範囲»

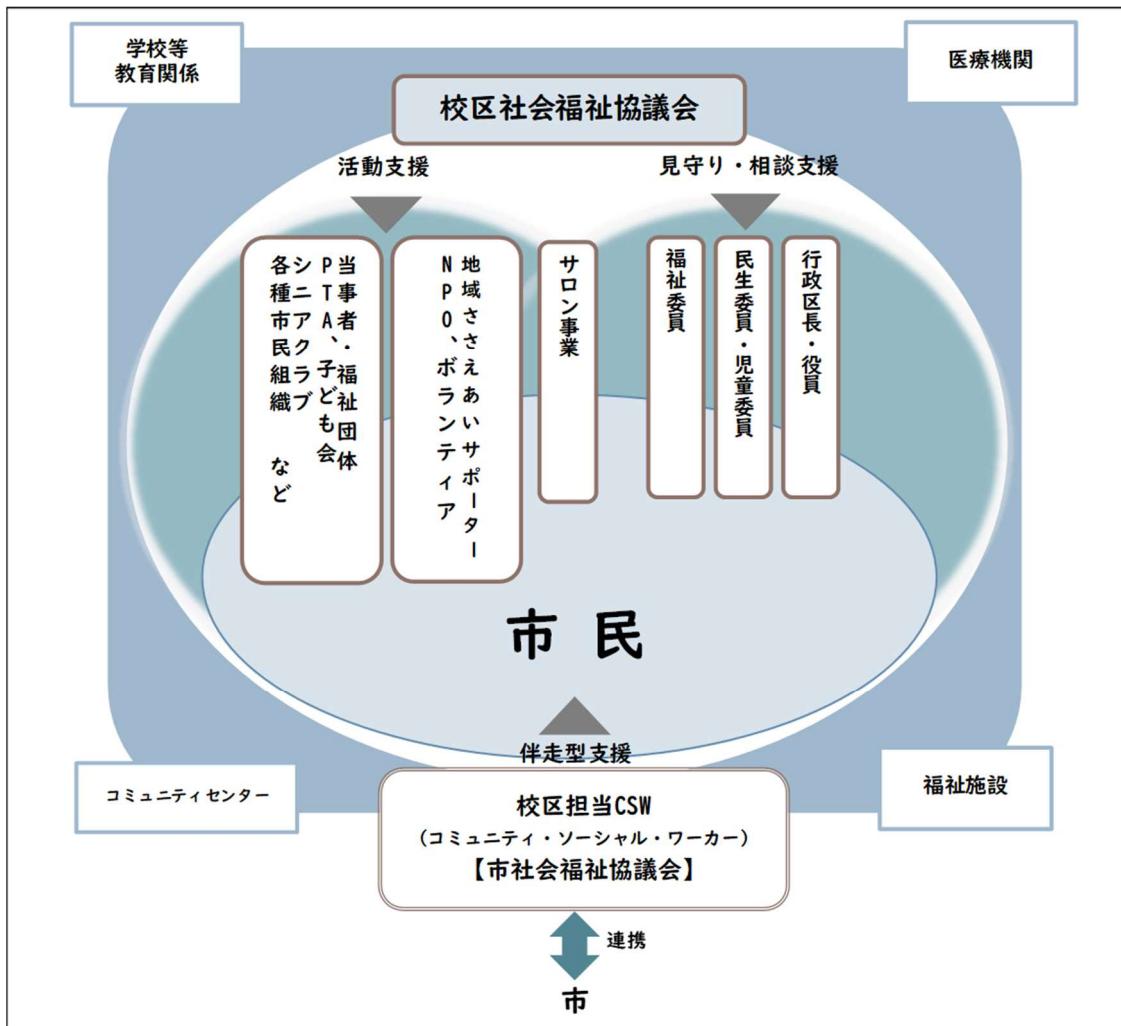


本市では、「糸島市まちづくり基本条例」において、小学校通学区域ごとの自治組織を「校区」と定め、市民協働によるまちづくりを推進しています。この「校区」には、「校区社会福祉協議会」が設置され、地域の特性に応じた住民の交流や課題解決に向けた取組がなされていることから、本計画においても、「校区」を単位とした地域福祉活動を推進していきます。

なお、本計画において、「校区」と表記する場合は「糸島市行政区設置規則第2条第1項別表」に定める15校区を示します。

⁵ 日常生活圏域：地域包括ケアシステムにおいて、おおむね30分以内に必要なサービスを提供できる範囲。

«校区を単位とした地域福祉のイメージ»



校区を単位とした「校区社会福祉協議会」には、大きな2つの役割があります。

- ①各種ボランティア⁶団体の活動支援
- ②市民（地域住民）の見守りや相談支援を行う人への後方支援

校区担当のCSW⁷（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）は、校区社会福祉協議会と一緒にになって、地域や市民の困りごとに寄り添いながら解決につなげます。

また、地域には、コミュニティセンター⁸や学校、医療機関や福祉施設など多くの施設があります。さまざまな強みを持つこれらの機関と連携しながら、校区を単位とした地域福祉を推進していきます。

⁶ ボランティア：自発的な意思に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域を住みやすくしたり、他者を支えたりするなどの社会的活動やそれに携わる人。

⁷ CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）：地域に出向き、福祉や生活全般の困りごと等、さまざまな相談を受け付けている福祉のなんでも相談員。

⁸ コミュニティセンター：防犯・防災や環境衛生など、地域の課題や問題をその地域に住む人々が自らの知恵と力で解決していくこうというまちづくり活動を、実践するための拠点施設。

4 計画策定の体制

（1）糸島市地域福祉計画推進委員会

学識経験者、市民代表、社会福祉関係者、各種団体の代表者で構成された委員会で、計画（案）の策定や、計画の進捗管理と評価を行っています。

本計画の策定にあたり、有識者としての見解や市民及び地域団体の視点から計画（案）の策定及び計画の見直しに向けた協議を行いました。

（2）市民参加や意見集約

以下の取組により、地域の資源や課題を洗い出し、計画（案）づくりに生かしました。

- ・地域福祉に関するアンケート調査
- ・福祉関係団体等へのヒアリング調査
- ・地域ささえあい会議⁹の開催
- ・パブリックコメント¹⁰の実施

⁹ 地域ささえあい会議：住民主体の会議の場で、高齢者を地域で支え合うしくみづくりの会議に加えて、重層的支援体制整備事業の共助の基盤づくり事業としての地域での課題解決に向けた会議の場。

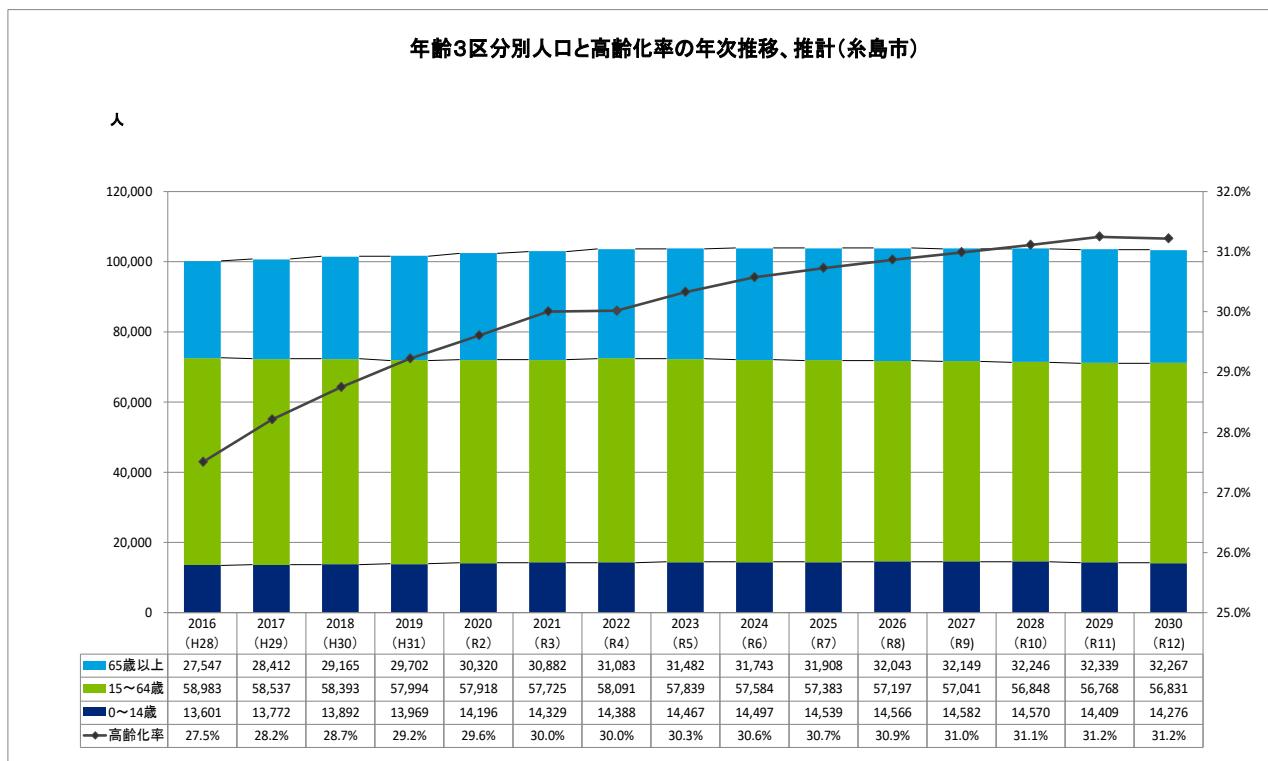
¹⁰ パブリックコメント：行政機関が政策や規則などを制定するにあたって、その制定しようとする政策などの趣旨、目的、内容などの必要な事項を公表し、広く市民から意見や情報、改善案などを募集する手続きのこと。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

I 人口及び世帯の状況

(1) 人口の推移と将来展望

人口減少社会の中で、本市の総人口は、今後も増加傾向にあります。人口推計では令和7年度ごろからやや減少に転じ、令和12年の総人口は103,374人となる見込みです。人口3区分では、生産年齢（15-64歳）人口は減少傾向、高齢者（65歳以上）人口は令和11年までは増加するものの、その後減少に転じ、年少（15歳未満）人口は令和9年までは増加するものの、その後、減少に転じることが予想されます。



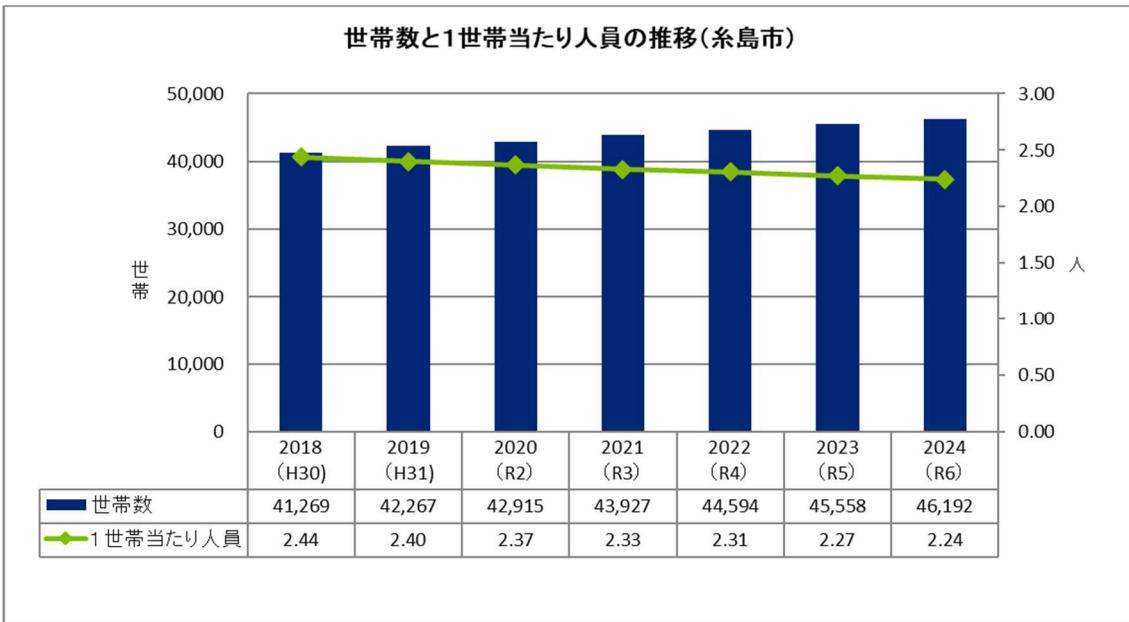
資料：第2次糸島市長期総合計画（令和8年3月）



資料：住民基本台帳（各年 3月末日現在）

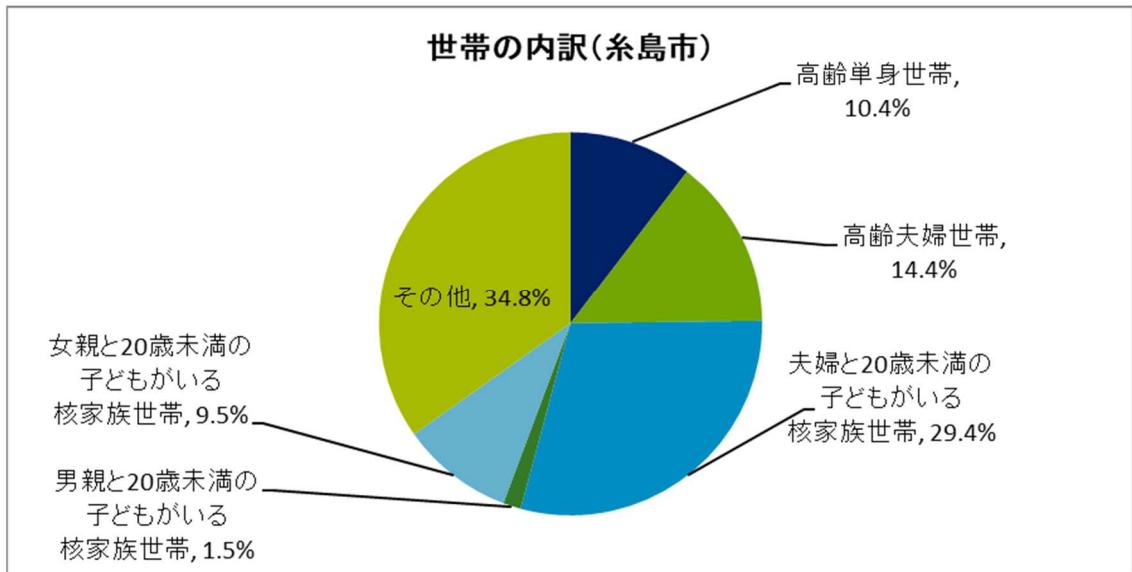
（2）世帯の状況

子育て世代の人口増加と核家族化の進行により、世帯数は増加傾向です。併せて、核家族化の進行は、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の増加にも影響し、1世帯当たりの人員は減少し、令和7年3月末日時点で2.24人となっています。



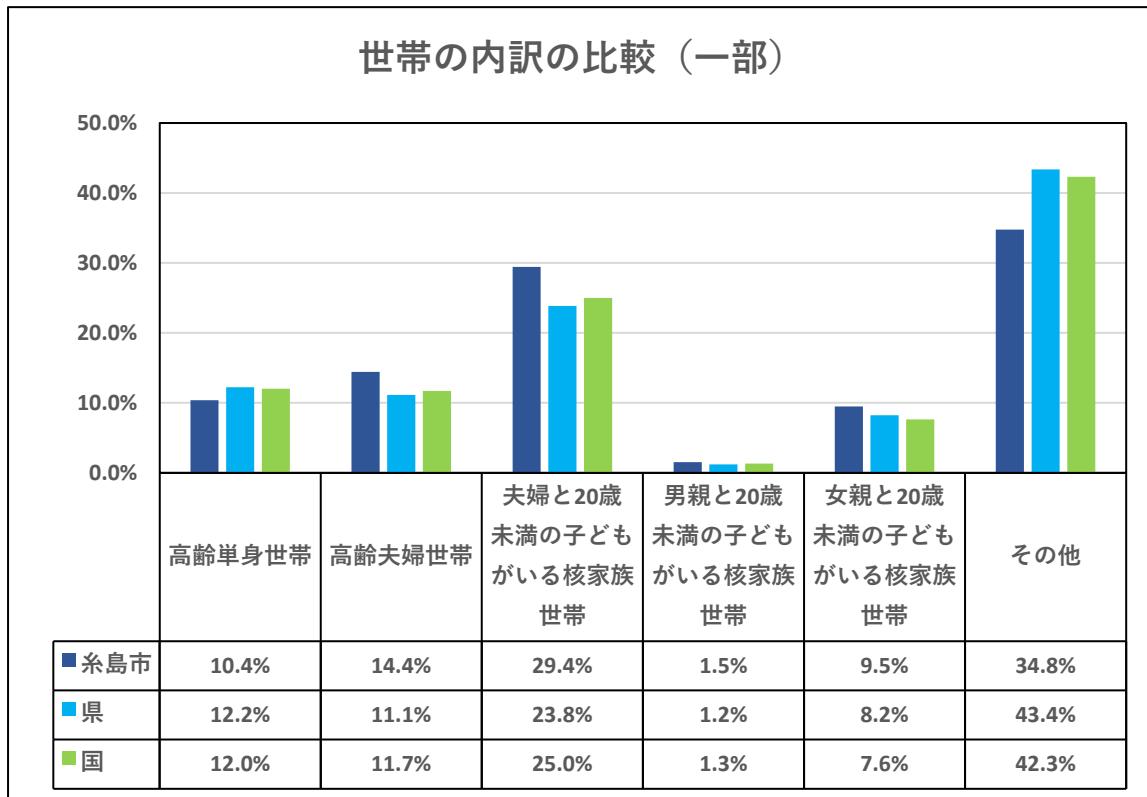
資料：住民基本台帳（各年 3月末日現在）

高齢者のみで暮らす世帯は 24.8% です。また、20 歳未満の子どもがいる核家族世帯は 40.4% で、ひとり親世帯は 11.0% となっています。



資料：令和 2 年国勢調査

特に、20 歳未満の子どもがいる核家族世帯の占める割合は、国や福岡県より高くなっています。これは、定住促進策による子育て世代の人口増加に伴うものと考えられます。

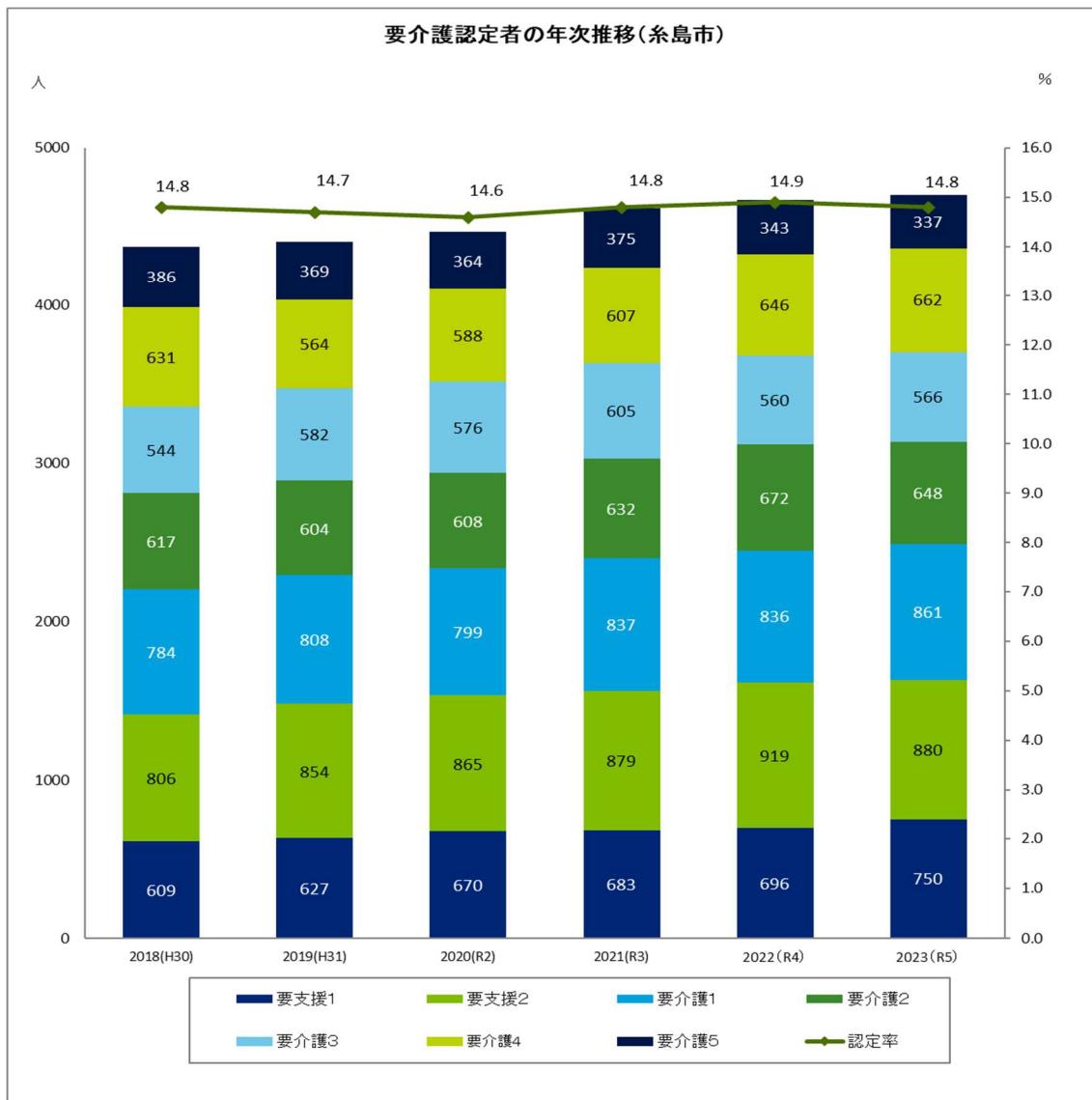


資料：令和 2 年国勢調査

2 支援を必要とする人の状況

(1) 要介護認定者

要介護認定者数は、緩やかな増加傾向にあります。一方、要介護認定率は、平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業¹¹が開始され、15%台から14%台へ下がりました。その後現在に至るまで同程度を維持しています。



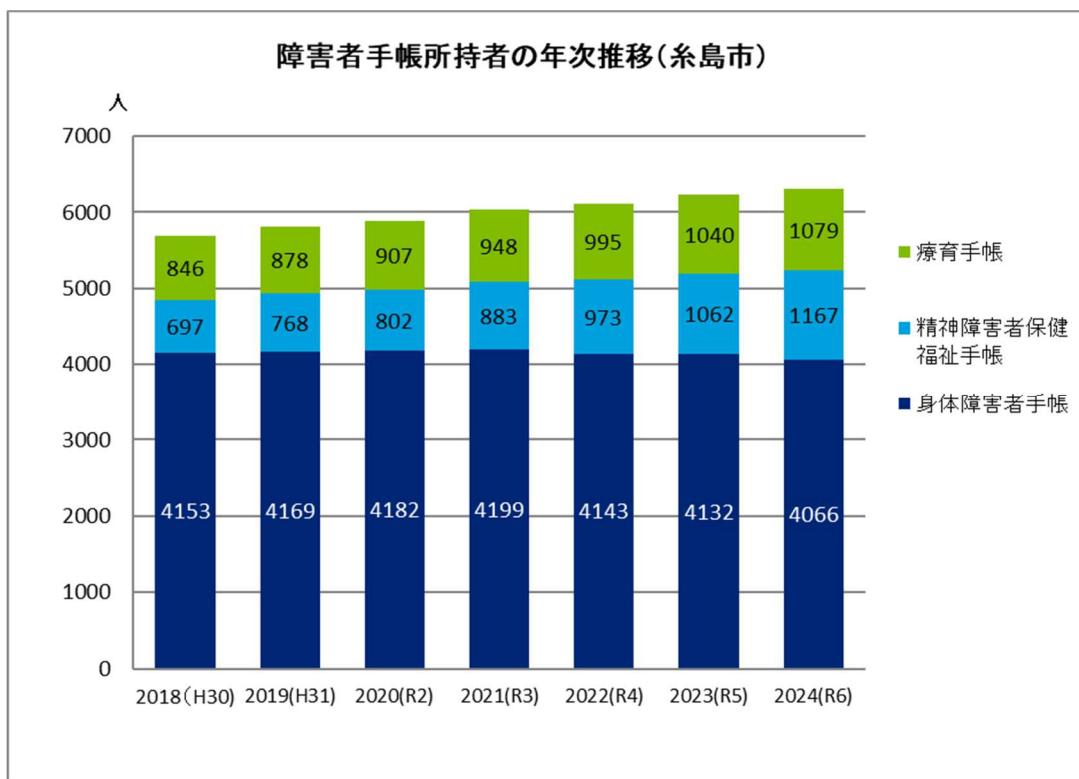
資料：糸島市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

¹¹ 介護予防・日常生活支援総合事業：介護予防給付のうち訪問介護、通所介護について、市町村の地域の実情に応じて実施することが可能になったもの。多様な人や団体などが参画し、要支援者に対し効率的で効率的な支援を目指す。

(2) 障害者手帳所持者

療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者は、年々増加しています。これは、障害そのものの理解が進んだこと、療育や特別支援教育、福祉サービスの充実等により、早期に手帳を取得し、各種支援や制度の利用につなげたいと考える人が増えたことが影響していると推測されます。

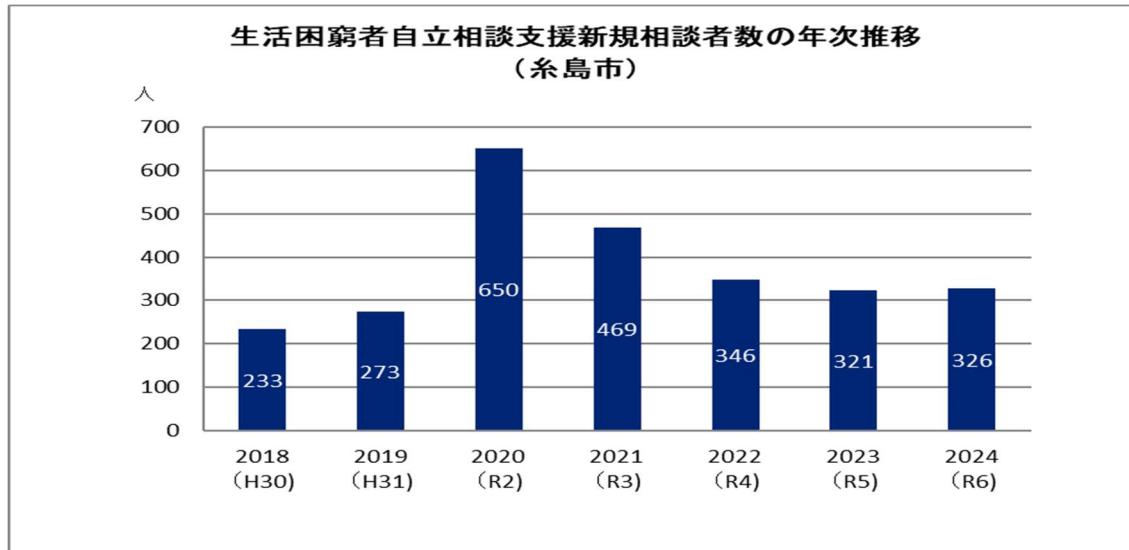
身体障害者手帳所持者に大きな変化はありませんが、高齢化や生活習慣病の増加により、肢体不自由（脳梗塞等による手足のまひや変形性関節症などの関節の障害）や内部障害（ペースメーカー植込術や人工弁への置換などを要する心臓機能障害、糖尿病を起因とする血液透析の導入が必要な腎臓機能障害など）は、今後も増えていくことが推測されます。



資料：福祉行政報告例

（3）生活困窮者自立相談^{1,2}支援利用者

令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の影響による住居確保給付金^{1,3}の支給要件緩和措置や生活困窮者自立支援金制度の実施により大幅に増加しましたが、新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に移行した令和4年度以降は同程度で推移しています。



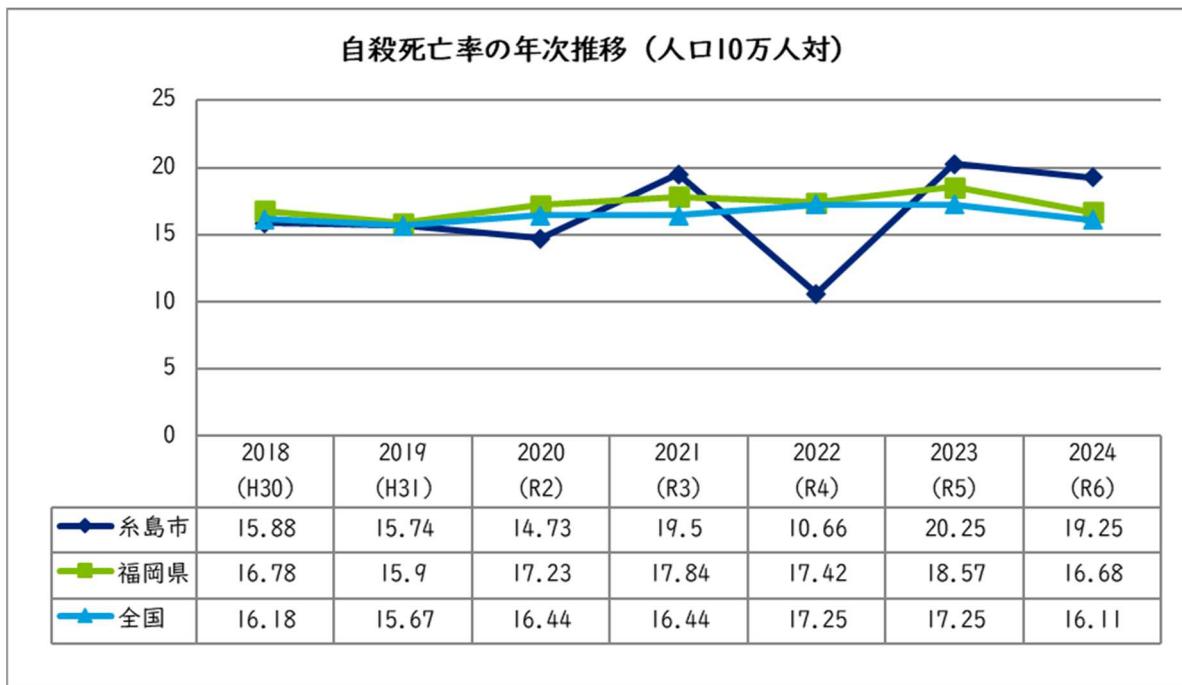
資料：生活困窮者自立支援状況調査

^{1,2} 生活困窮者自立相談：「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」など、さまざまな困難の中で生活に困窮している人に包括的な支援を行う制度。

^{1,3} 住居確保給付金：収入が減少し、住居を失う危険がある人に対し、最大9か月間の家賃を支援する制度。

(4) 自殺死亡率¹⁴の年次推移

自殺による死亡率は、減少傾向にありました。令和3年には増加に転じ、その後も国や県の増減と同様に推移しています。自殺に至る要因はさまざまといわれていますが、平成28年に民学官協働で自殺総合対策推進センターが設立され、自殺に関する地域の実態を調査・分析し、予防対策を行うしくみが構築されました。



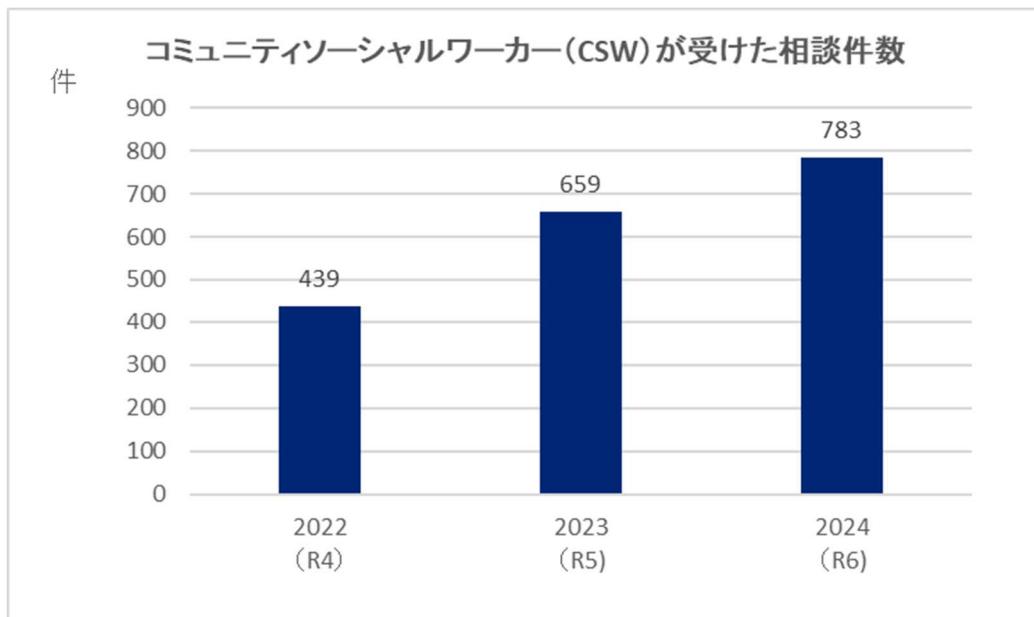
資料：自殺統計（厚生労働省）

¹⁴ 自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数。

3 重層的支援体制整備事業に関する状況

(1) コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による相談

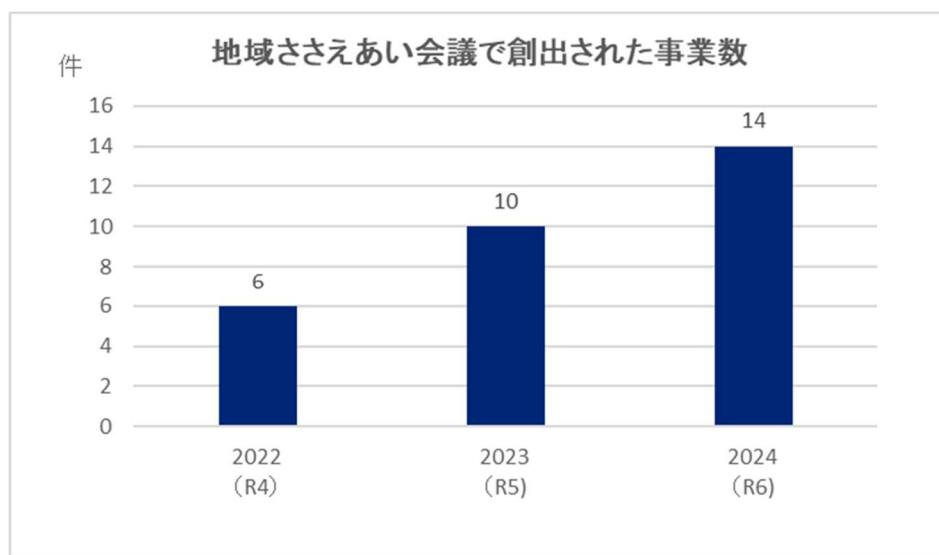
重層的支援体制整備事業実施初年度の令和4年度は439件でしたが、年々増加傾向となっています。



資料：重層的支援体制整備に関する統計

(2) 地域ささえあい会議で創出された事業

地域ささえあい会議で創出された事業数は、累積数となっており、徐々に増加しています。

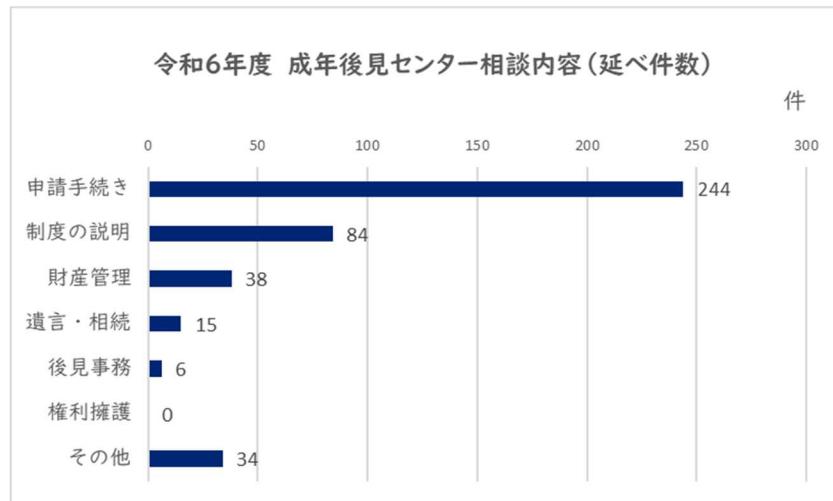


資料：重層的支援体制整備に関する統計

4 成年後見制度に関する状況

(1) 成年後見センター相談内容

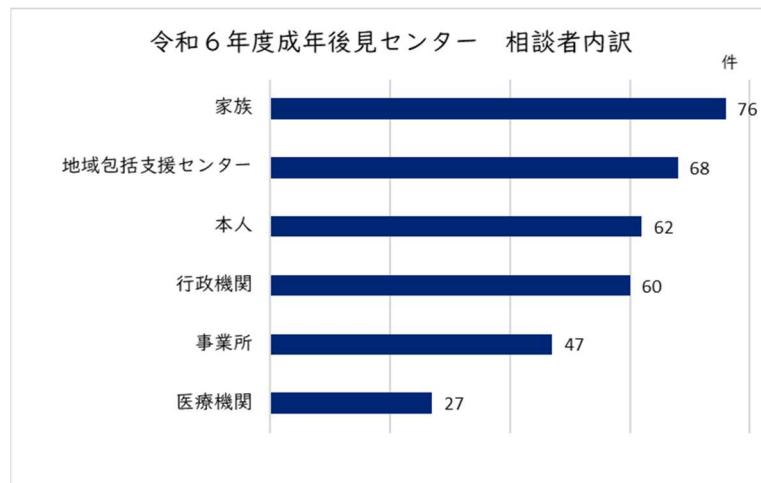
令和6年度に開設した成年後見センターでの相談内容では、申請手続きに関するものが最多で、次いで制度の説明となっています。



資料：成年後見制度利用促進事業実績報告書

(2) 相談者内訳

相談が多かった相談者の内訳を示しています。相談者としては家族が最も多く、次いで地域包括支援センター¹⁵、本人となっています。



資料：成年後見制度利用促進事業実績報告書

¹⁵ 地域包括支援センター：介護保険法に基づく、高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。本市では、日常生活圏域ごとに5つ設置されており、地域包括ケアシステムの中核機関である。

5 地域福祉に関するアンケート調査・ヒアリング等からみる現状

(1) 地域福祉に関するアンケート調査の主な結果

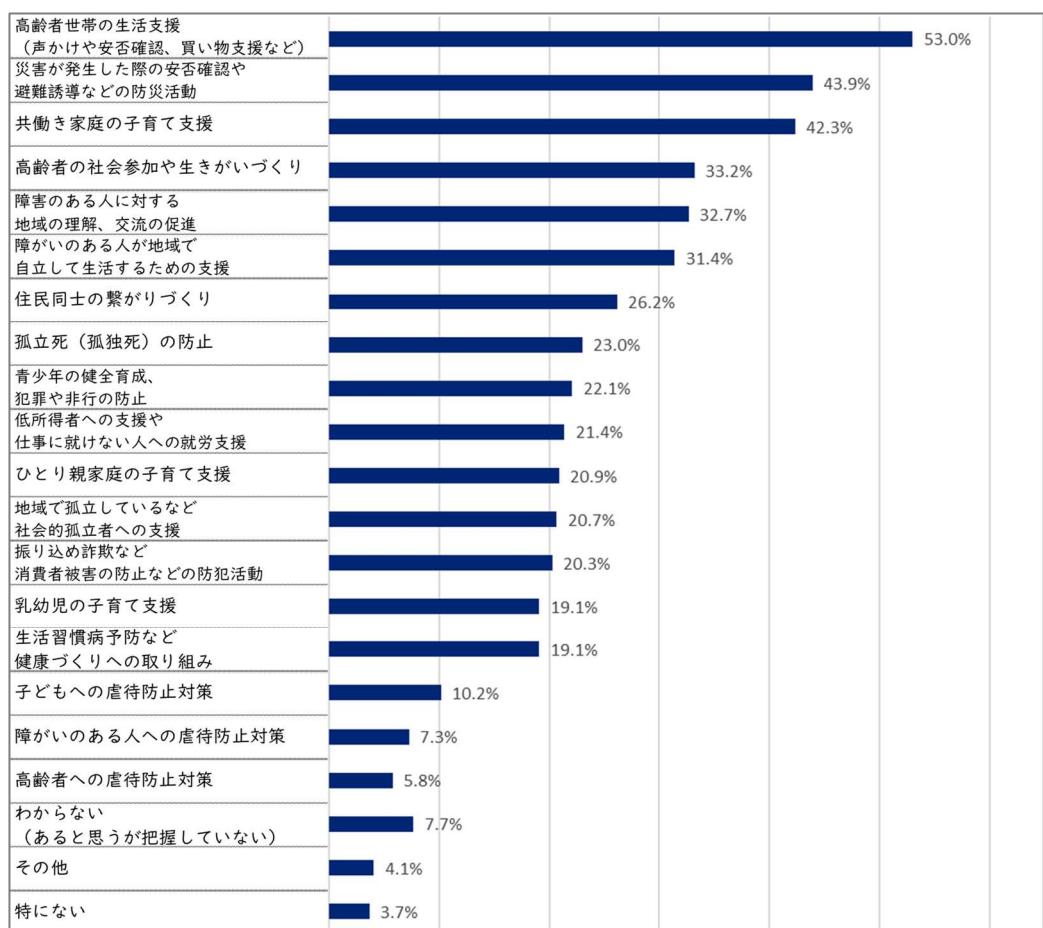
下記の内容で地域福祉に関するアンケート調査(以下、「地域福祉アンケート」という。)を行いました。

- ・調査対象 満18歳以上の糸島市民2,000人(過去の市民満足度調査の年齢別回収率から年齢が均等になるように割り付けた上で、校区の人口比を考慮し無作為抽出)
- ・調査期間 令和6年9月26日から10月24日まで
- ・調査方法 郵送調査法(無記名式)
- ・回答数 738人(回答率:36.9%)

①地域共生社会について

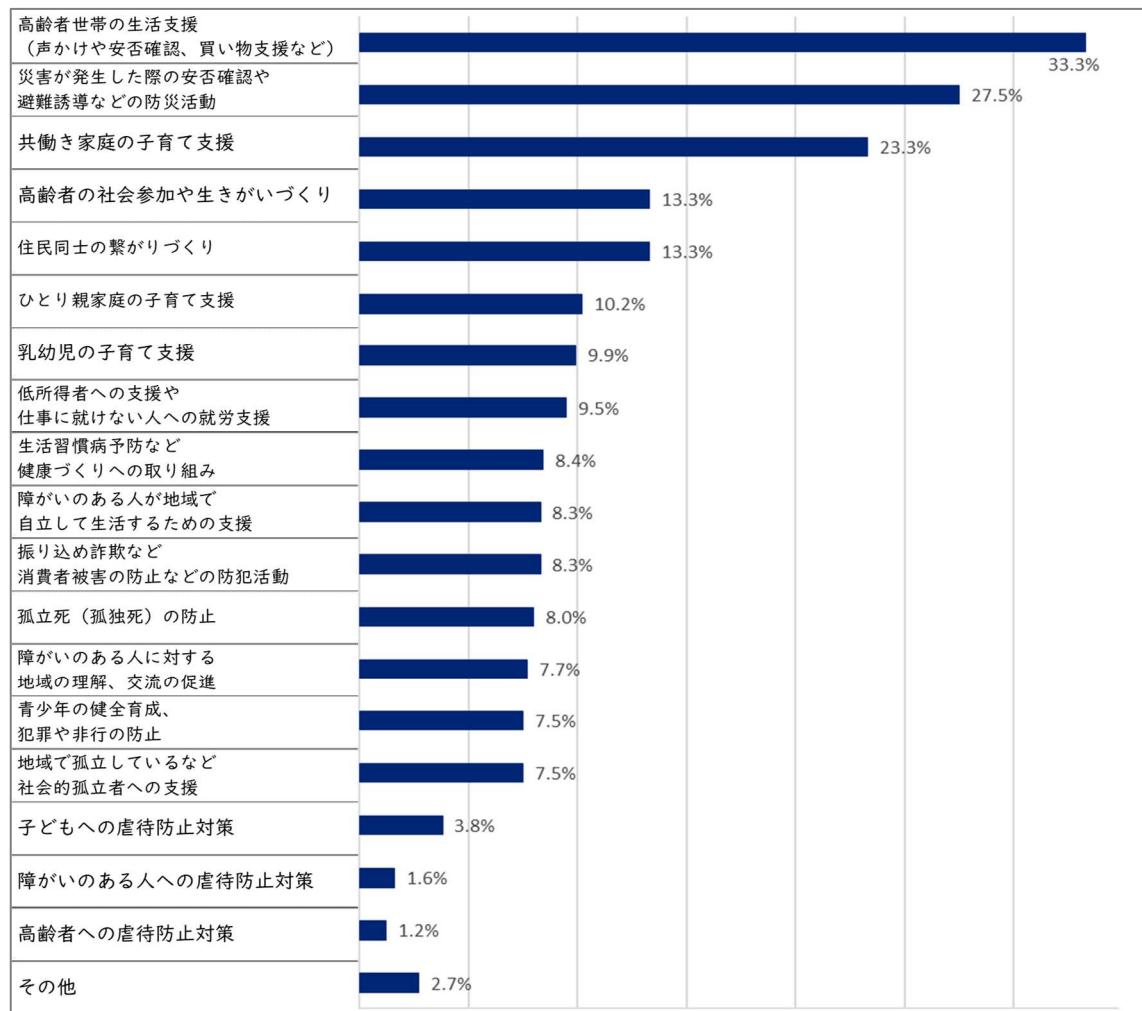
問 あなたの身近な地域にはどのような課題があるか

「高齢者世帯の生活支援」が53.0%と最も多く、次いで「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」が43.9%、「共働き家庭の子育て支援」が42.3%となっています。



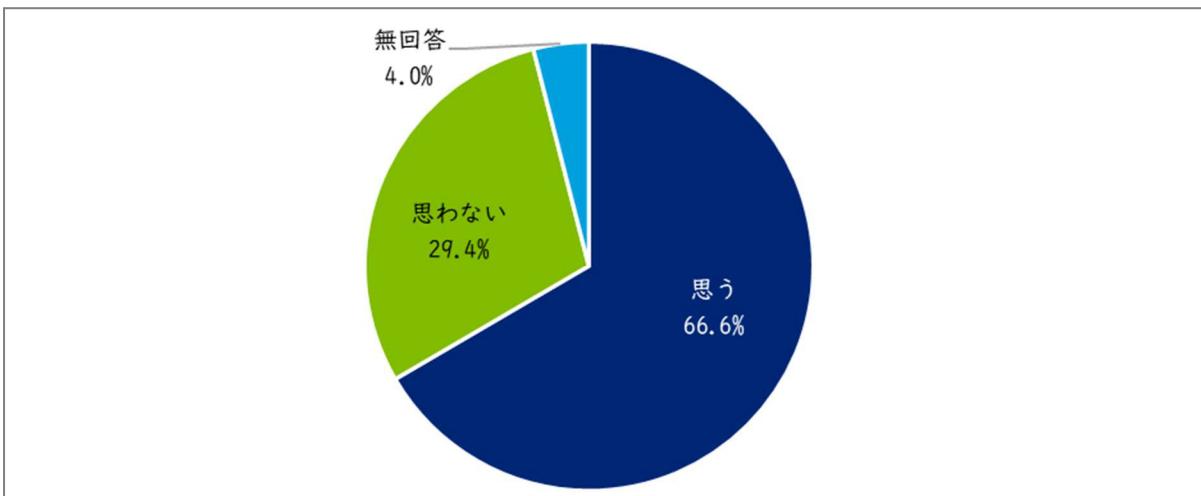
問 あなたの地域で優先的に解決しなければならない課題は何か

「高齢者世帯の生活支援」が 33.3% と最も多く、次いで「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」が 27.5%、「共働き家庭の子育て支援」が 23.3% の順となっています。



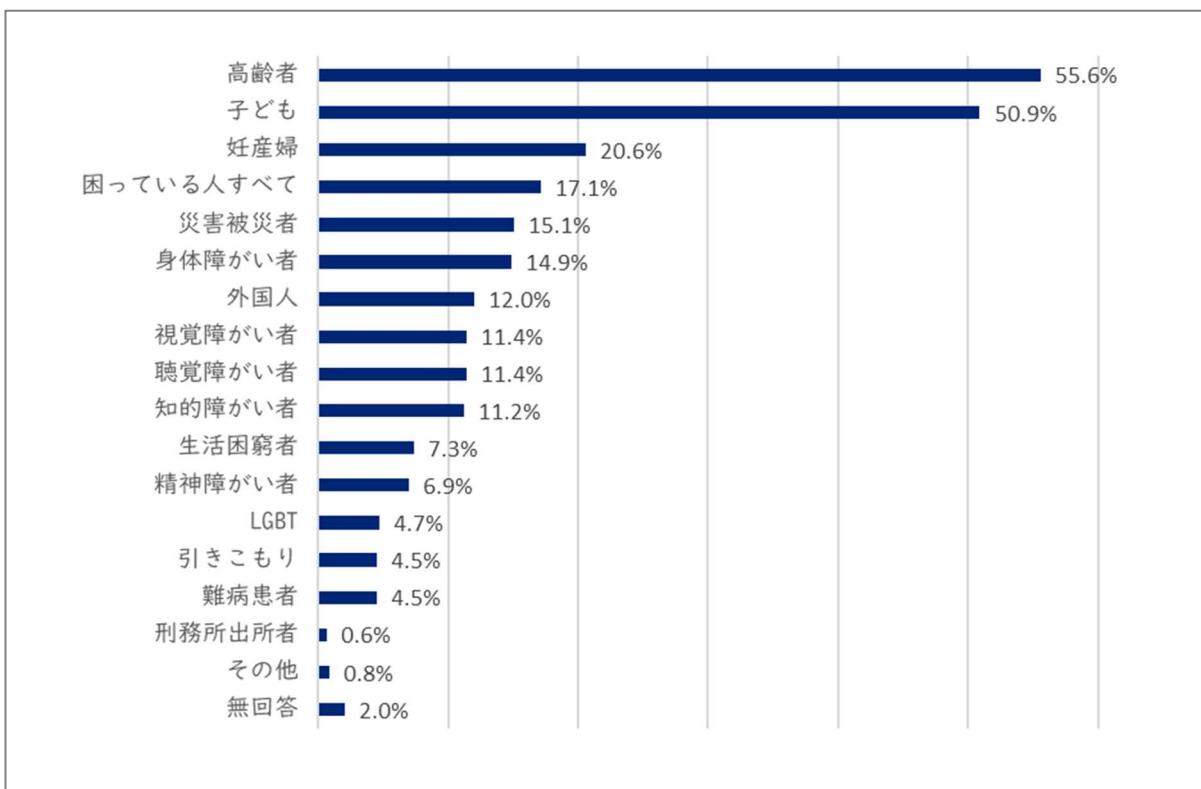
問 地域で困りごとを抱えている人に、何か自分にできることがあれば支援をしたいか

「思う」が全体の 66.6% となっています。



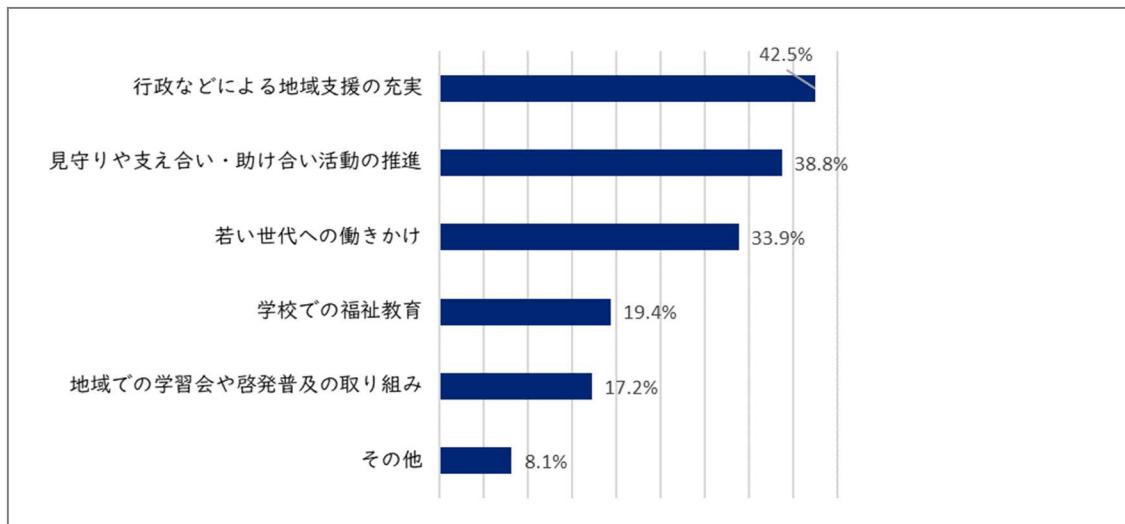
問 どのような人への支援に関心があるか（複数回答可）

「高齢者」が 55.6% と最も多く、次いで「子ども」が 50.9% となっています。



問 地域活動を自分のこととして主体的に取り組んでもらえるための有効な手段

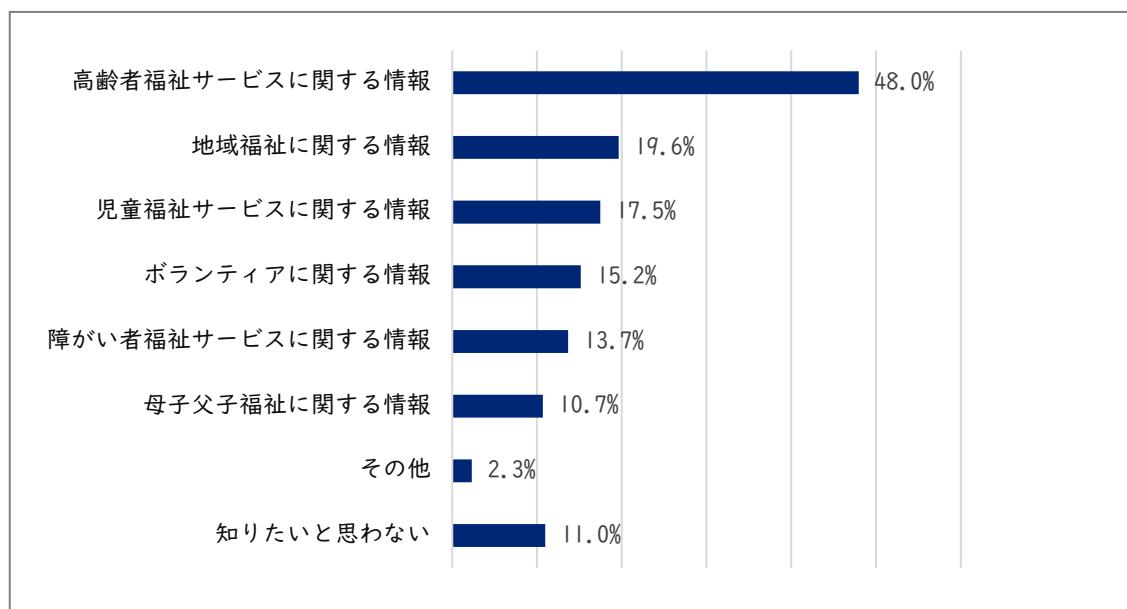
「行政等による地域支援の充実」が42.5%と最も多く、次いで「見守りや支え合い・助け合い活動の推進」が38.8%となっています。



②情報共有のしくみについて

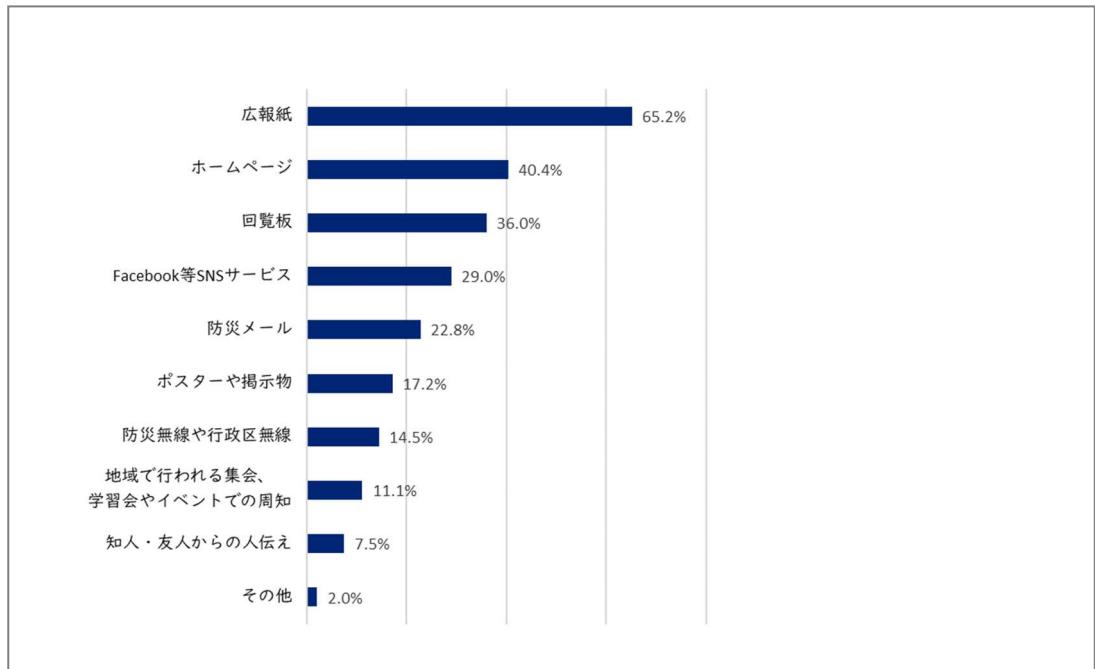
問 糸島市の福祉において知りたい情報は何か

「高齢者福祉サービスに関する情報」が48.0%と最も多く、次いで「地域福祉に関する情報」が19.6%となっています。また、「知りたいと思わない」と答えた方は11.0%でした。



問 情報を届ける手段として有効だと思うものは何か

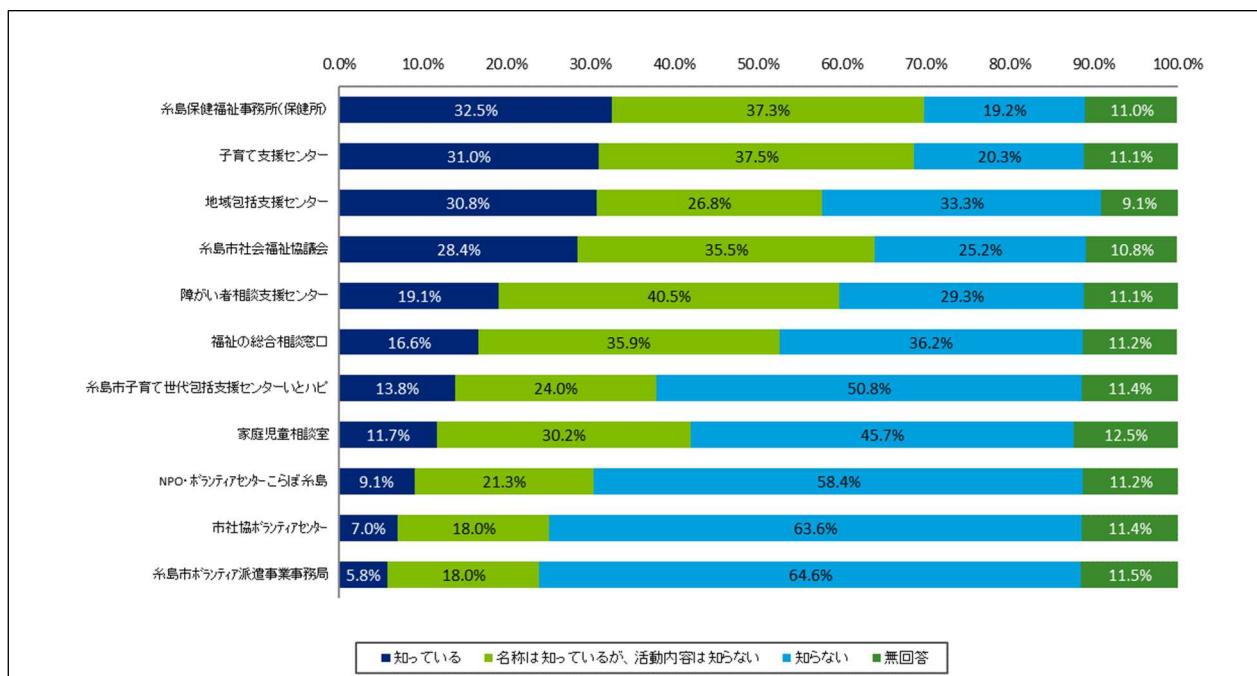
「広報紙」が 65.2%と最も多く、次いで「ホームページ」が 40.4%となっています。



③相談支援の体制について

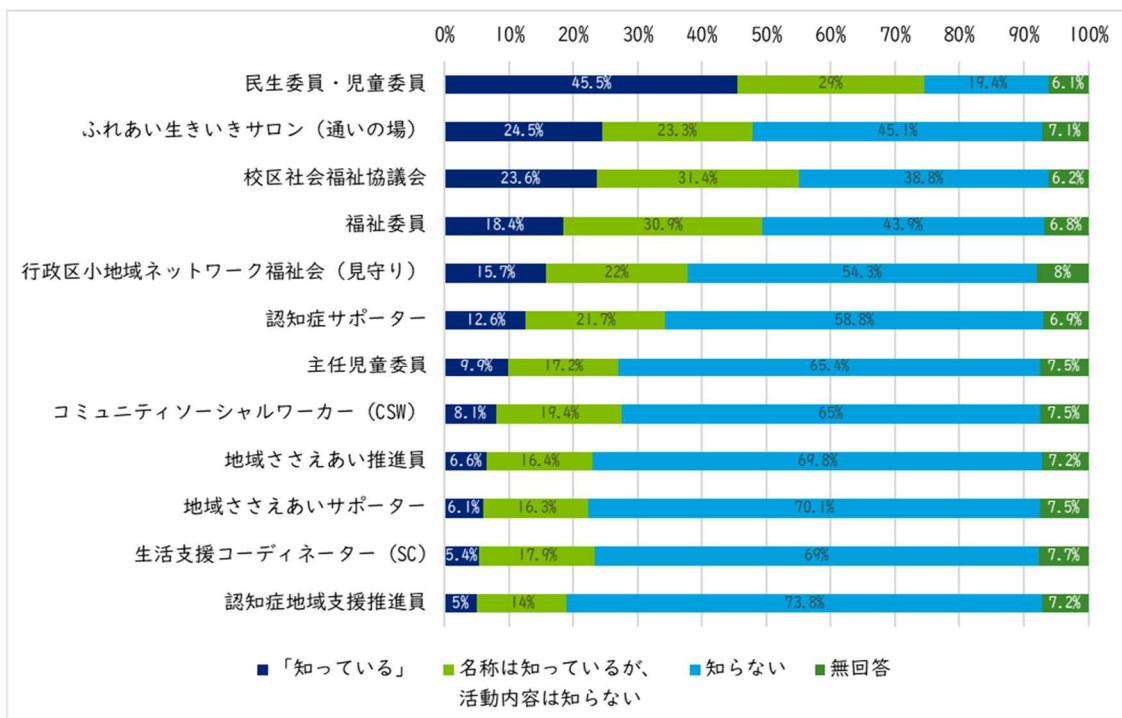
問 糸島市の相談支援機関の認知度について

糸島市の相談支援機関で「知っている」という回答では「糸島保健福祉事務所（保健所）」の 32.5%が最も多く、次いで「子育て支援センター」が 31.0%、「地域包括支援センター」が 30.8%となっています。



問 糸島市にある地域福祉の担い手について

糸島市の地域福祉推進の担い手で「知っている」という回答では「民生委員・児童委員¹⁶」の45.5%が最も多く、次いで「ふれあい生きいきサロン」が24.5%となっています。



¹⁶ 民生委員・児童委員：民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神をもって、地域福祉の推進に向け、常に住民の立場に立って相談・支援を行う特別職の非常勤地方公務員である。児童委員は、児童福祉法により民生委員が兼務し、児童健全育成の活動を行っている。一部の児童委員は、児童に関するこことを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

（2）福祉関係団体等ヒアリング調査について

- ・調査対象 福祉団体・当事者団体：9団体
糸島市社会福祉協議会ボランティア連絡会：25団体
子育て支援団体：3団体
合計：37団体
- ・調査期間 令和7年4月1日から4月30日まで
- ・調査方法 ヒアリングシート郵送による調査

①活動を行っていく上での課題（抜粋）

会員の高齢化やそれに伴う会員減少、交通手段を課題ととらえる団体がありました。会員不足は、ボランティアの活動内容にも影響しています。

- ・ボランティア会員の不足、高齢化。
- ・若い世代の接点がない、入会がない。
- ・役員のなり手がいない。
- ・メンバーが高齢となってきており、新しいメンバーが増えない。
- ・マンパワーがもとほしい。特に企画や書類作成、イベントの全体をとりまとめられる人がいれば、活動がもっと広がると感じている。
- ・子どもの居場所に関して、利用者が増え、スペース的にもスタッフの人数的にも余裕がなくなってきた。
- ・依頼は増えたが活動できる会員が少ない。
- ・仕事に行く人が多くボランティア活動をする余裕がない。
- ・メンバー自身も高齢となり、運転できなくなると、活動範囲が限られてくる。
- ・地域の高齢者の場まで出かけるためにマイカーを使うので安全面が心配。
- ・地域の人たちが福祉活動に関心が薄い。
- ・（要約筆記）当事者との関わりが少ない。
- ・物価高騰による材料費の購入が大変。
- ・（子ども食堂での）常備品の保管場所がない。

②団体の将来像について（抜粋）

- ・現在の活動を継続していくこと。
- ・健康で長生き、相互支援活動を通じて仲間のきずなづくり、安心安全の地域づくりをしたい。
- ・自分たちのできる範囲で元気で続けていきたい。
- ・組織としては小さくとも、ニーズに合った対応を可能な範囲でしていきたい。

- ・若い保護者の人たちが入会し、一人の力より団体の力で問題が解決できることを知ってもらい、同じ障がいのある子を持つ保護者同士、力を合わせて子どもが地域の中で幸せになるよう頑張っていきたい。
- ・若い方の考え方を取り入れながら、手助けできる活動。

③地域共生社会を目指すためにたいせつだと思うこと（抜粋）

- ・悩みや不安を抱えている人たちが安心して相談できる制度やサービス等についてもっと情報を発信が必要。
- ・隣近所での助け合いがたいせつ。そのためには日頃の付き合いが重要であり、隣人のちょっとした異変にも気づくことができ、困りごと等も相談し合える。
- ・関係機関や地域住民が一つにつながり、相談支援ができること。
- ・暮らしの中で、生きがいを感じられる地域を共に作っていく社会。
- ・一人ひとり他人を思いやる心を忘れないようにする。
- ・情報共有、お互いの助け合いの理解が必要。地域でそれぞれの役割で関わる。他団体で横のつながりを作る。お世話する側とされる側に分かれてしまわないよう、お互い様の気持ちを生かしていく。
- ・お互いを知ることがまずはたいせつ。人と人がつながる場所や機会があること。

(3) 地域ささえい会議（校区単位）

校区社会福祉協議会の協力の元、行政区長や民生委員・児童委員、福祉委員¹⁷等をメンバーとし、小学校区ごとに設置された地域ささえい会議において、地域の現状把握や情報共有・意見交換を行うことにより地域課題を見つけ、課題解決に向けた取組を進めています。

地域ささえい会議の主なテーマと成果について（令和元年～令和7年）

校区名	主なテーマ	成果と課題
波多江	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動について ・校区社協事業について ・サロン¹⁸活動について現状と課題の共有 ・あんしん生活サポート事業利用希望者について 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動について一人で抱え込んでいる課題（障がいのある人への対応、応答のない方など）を共有し今後の活動に活かした。 ・校区社協の参加者の減少と、外部から見えづらい課題に対して改善策を出し合えた。 ・サロンについて校区内で情報交換を行い、工夫やアイデア等を行政区に持ち帰ることで、サロン運営者の負担が軽減された。 ・あんしん生活サポート事業の内容を理解できた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンションに住む高齢者世帯等の見守り。
東風	<ul style="list-style-type: none"> ・移動手段の解決方法について ・移動に困っている高齢者の把握について ・子どもの居場所について ・見守り訪問について 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政区ごとに移動に関する問題について整理ができ、実態が明確になった。 ・オンデマンドバスのバス停を増設。 ・子どもの居場所について、現在活動している団体と団体が抱える問題（協力者不足など）について協議し、改善策を出した。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しくマンションが立ち上がるなど、若い世代の転入者が増えているが、次の世代の地域の担い手が見つからない。

¹⁷ 福祉委員：市社会福祉協議会が委嘱する、地域のアンテナ役・パイプ役。校区社会福祉協議会の事業やサロンへの参加、地域住民の困りごとのつなぎ役などを担っている。原則、1行政区に1人配置されている。

¹⁸ サロン：地域とのつながりを目的に、地域住民が集うふれあいの場。

校区名	主なテーマ	成果と課題
前原	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区ごとによいところや自慢、福祉活動などの共有 ・サロン活動について ・校区の福祉課題解決に向けた協議 ・“自主防災組織ができること”についての研修 ・介護保険に関する学習会 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今まで関係性が希薄だった若い世代等の地域住民にも校区の魅力を届けるため、インスタグラムを活用した魅力発信マップを地域包括支援センターとともに作成し、活用することができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症独居高齢者の見守り。
前原南	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り訪問対象者の年齢見直しについて ・高齢者や子どもの居場所づくり ・集いの場への移動手段 ・地域で気になること ・「あつたらいいな」と思うこと 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢見直しに伴う校区社協役員の負担軽減、見守りが必要な世帯についての共通認識を確認した。 ・校区内の高齢者・子どもの居場所マップを作成した。 ・通いの場の立ち上げ。 ・オンデマンドバスのバス停を増設。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンションや集合住宅での高齢化。
南風	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから高齢者までが参加できる居場所づくり ・高齢者世帯の日中の困りごとのサポートやごみ出し、資源回収などの支援 ・校区一斉「南風ささえあいの日」の取組について 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民同士の交流の場づくりや、子どもから大人、高齢者まで参加できる居場所として、「ひまわりキッチン」を実施した。 ・高齢者世帯の粗大ごみ出しの負担に対応するため「南風ささえあい隊」を組織し、サポートした。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロン参加のために利用している移動支援の法人の職員配置。
加布里	<ul style="list-style-type: none"> ・「見守り」「生活」「集い」について ・今ある校区内の取組の情報共有 ・行政区の課題の共有と解決策 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通いの場の立ち上げを行った。 ・「通いの場」「小地域ネットワーク福祉会」「子ども食堂」など、現在校区にある活動について再確認や共有につながった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シニアクラブの会員減少。

校区名	主なテーマ	成果と課題
長糸	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症カフェについて ・孤立を防ぐ取組としての見守り活動について協議 ・ささえながら生きていく（共生の）地域にしていくためできること ・コロナ禍をみんなで乗り切るために 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症カフェ（地域カフェみらい）の立ち上げを行った。 ・行政区単位での見守り活動（あんしんネット）の立ち上げを行った。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区内に病院がなく、日常的に医療サービスへアクセスする環境に課題がある。
雷山	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしん生活サポート事業、通いの場の事業説明 ・感染対策でのサロン活動について ・地域の良さや課題、気になることの把握 ・行政区での取組に関する情報交換 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍でサロン再開に悩む福祉委員のための講座を開催し、不安を軽減できた。 ・地理的条件が似た行政区ごとに情報交換を行ったことで、良い取組の横展開や地域課題の見える化を図ることができた。 ・オンデマンドバスのバス停を増設。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区内で街部と山間部での地域性が異なる。 ・山間部の高齢化、過疎化。
怡土	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域（家）で安心して暮らし続けるために ・移動手段について ・生活支援について ・小地域での見守り活動について 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怡土校区社協独自の高齢者アンケートから見えてきた課題を解決するため、できること・やりたいことの行動計画を立てて、実施した。 ・怡土校区版あんしん生活応援のしおりを作成。 ・オンデマンドバスのバス停の増設。 ・少人数の見守りグループの立ち上げ。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の担い手同士でも意見が分かれ、会議の開催が出来ていない行政区が多い。

校区名	主なテーマ	成果と課題
一貴山	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援の担い手不足解消のため、福祉委員をささえあいセンターへ登録 ・よりきめ細やかな福祉活動ができるように小地域ネットワーク福祉会について検討 ・地域ささえあい通いの場について 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉委員が地域ささえあいセンターを兼任するしくみをつくり、担い手不足を一部解消できた。 ・小地域ネットワーク福祉会の発足。 ・通いの場の立ち上げ。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロン等の後継者不足。
深江	<ul style="list-style-type: none"> ・通いの場（生きいきサロンとの違いや必要性・効果等）について ・これからさらに必要な活動（校区の高齢化率も踏まえ）について ・自主運行バスの検討 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通いの場の立ち上げ。 ・サロン立ち上げ ・市の公共交通施策と住民の関わりについて理解が深まり、深江校区として自主運行バスは適さないという結論を出すことができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンションに住んでいる高齢者等の買い物。
福吉	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の移動手段について ・自主運行バス（ふくよし号）の活用 ・免許返納後の生活 ・「事業所車両や自家用車の活用」「移送ボランティアを広げる」「ふくよし号利用前後のサポート」について ・ふれあい生きいきサロン ・高齢者見守り活動 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区社協事務局長を中心に自主運行バス（ふくよし号）の周知のためのチラシを作成・配布し、若い方の利用も増加した。 ・市社協と共に「ちょっと誰かを車に乗せる時的心構えと実技を学ぼう」講習会を開き、自分たちに今後何ができるかを考えることができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守りに対する負担感。

校区名	主なテーマ	成果と課題
可也	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動（行政区単位）について ・サロン支援について ・地域の課題の洗い出し、対応方法の検討 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小地域ネットワーク福祉社会の活動を発端とした、地域活動の再評価。 ・サロン見学会や長年運営してきたサロンのノウハウを他のサロンへ共有するなどの情報交換により、活動の悩みや行き詰っていることを解消できた。 ・行合行政区でのサロンの立ち上げ ・地域の課題解決のため、区長会へ多世代を対象とするつどいへの正式な参加と協力を依頼した。
桜野	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉委員活動について ・見守り活動における校区内の連携について ・防災について ・地域での見守り活動について ・認知症について 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する講座を受けた後、行政区ごとのグループワークを実施。ハザードマップをもとに、支援が必要な個別のケースについて触れつつ危険地域やいざという時の動きについて確認 ・区長が持っている情報や、防災に関する行政区ごとの流れについて、民生委員・福祉委員へ共有した。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動手段 ・地域住民と校区社協役員等との関わりが少ない。
引津	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動について ・自治会活動について ・移住者と地域との関係性構築にむけて ・サロン支援について ・認知症について 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住者と受け入れる側がより良い関係性を築くための意識・態度、取組についてのアイデアの共有 ・個別事例を地域課題として捉えなおし、年間を通して「認知症」をテーマに校区での事業を展開し校区内的一般住民にも波及した。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別荘地における福祉体制。

6 第2期計画の評価と課題

(1) 第2期計画の進捗状況と評価

基本目標Ⅰ 地域福祉を支える担い手づくり

重要な柱（施策）	評価
【施策Ⅰ-1】 福祉教育 ¹⁹ の推進	既存の啓発事業や福祉に関連する教育は、各部署が着実に実施できています。評価指標については、令和6年度に実施した地域福祉アンケートの結果から、ターゲットを絞って福祉教育をすることや、知りたい人が情報に触れる機会及び支援したいと思う人が参加できる機会を提供していくことが有効と考えられます。

主な評価指標	基準	実績	目標
	H29	R6	R7
地域で困りごとを抱えている人に、何か自分にできることがあれば支援をしたいと思う人の割合	74.4%	66.6%	85.0%

¹⁹ 福祉教育：社会福祉問題をテーマに学習したり、福祉の活動体験などを行ったりすることで、お互いが共感できる心を育み、また、人と人の関わりについて、考えるきっかけとなることを目指した教育。

重要な柱（施策）	評価
<p>【施策1－2】 地域福祉を推進する人材の養成、支援</p>	<p>各分野での取組は維持できており、ボランティア活動の参加率は目標に到達しています。一方で、分野を超えたボランティア同士の繋がる機会や、各団体の活動内容の周知には課題が残っています。</p> <p>地域福祉を推進する人材の開拓や、団体同士の交流・スキルアップのためにも活動内容の広報をしていくことが有効と考えられます。</p>

主な評価指標	基準	実績	目標
	H29	R6	R7
ボランティア活動への参加率	52.8%	46.7%	46.0%
NPO・ボランティアセンターの団体登録数	232 団体	234 団体	260 団体

基本目標2 地域福祉の基盤づくり

重要な柱（施策）	評価
<p>【施策2－1】 市社会福祉協議会の安定した法人運営・組織基盤の強化</p>	<p>令和5年度に市社会福祉協議会発展・強化計画²⁰を策定しました。しかし名称や活動内容の認知度は目標に到達していません。今後も地域福祉推進のためには、継続した法人運営・組織基盤の強化が必要です。</p>

主な評価指標	基準	実績	目標
	H29	R6	R7
「市社会福祉協議会発展・強化計画（仮称）」の策定	未策定	策定	策定
市社会福祉協議会の認知度	47.9%	28.4%	64.0%

²⁰ 市社会福祉協議会発展・強化計画：市社会福祉協議会の法人組織の基盤強化を図ることを目的とした中期経営計画。

重要な柱（施策）	評価
【施策2－2】 校区コミュニティセンターを拠点とした地域福祉活動の推進	市内全校区において、公民館のコミュニティセンター化は完了しています。また、校区まちづくり事業も全15校区で開催できており、基盤は整っています。今後はそこを強みに、より地域福祉活動の推進につながるような取組が必要です。

主な評価指標	基準	実績	目標
	H29	R6	R7
日頃から、行政区や校区などで開催される地域の行事に参加している人の割合	61.7%	50.8%	70.0%

基本目標3 地域の団体・機関のネットワークづくり

重要な柱（施策）	評価
【施策3－1】 地域包括ケアシステムの深化・推進	地域包括支援センターでの活動や、介護予防事業は計画どおり実施しています。一方で評価指標については、前回基準値と同程度の維持に留まっています。

主な評価指標	基準	実績	目標
	H29	R6	R7
要支援者から事業対象者 ²¹ 又は自立になった件数	110人	105人	170人
地域さえあい会議で創出された事業数	－	14事業	15事業

²¹ 事業対象者：基本チェックリスト（日常生活や心身の状態を確認する25項目の質問票）に該当し、生活機能の低下が認められた者。

重要な柱（施策）	評価
【施策3－2】 「重層的支援体制整備事業」の推進	福祉の総合相談窓口や福祉まるごと相談により、複合的な課題を抱える人の相談を一旦受け止め、庁内外の関係機関が分野を超えて連携して対応するしくみを構築しています。しかし、短期的に課題を解決することは難しいため、終結率としては目標値に到達していません。各相談支援機関が課題解決に向け継続支援していく姿勢が求められます。

主な評価指標	基準	実績	目標
	H29	R6	R7
複合的な課題を有する人の相談終結率	－	41.7%	80.0%

重要な柱（施策）	評価
【施策3－3】 社会福祉法人等との協働促進	ライフレスキュー事業系島連絡会との協働により支援した人数は目標を上回っています。一方、市と市内で活動している市民団体で実施した協働事業数は当初の現状維持に留まっています。

主な評価指標	基準	実績	目標
	H29	R6	R7
市と市内で活動している市民団体で実施した協働事業数	23事業	24事業	48事業
ふくおかライフレスキュー事業 ²² 系島連絡会との協働により支援した人（累計）	2人	29人	14人

²² ふくおかライフレスキュー事業：福岡県内の社会福祉法人の地域公益活動の取組の一つ。制度の挟間で生活困窮に陥っている人々等に対して、各法人に配置されたサポーターが相談支援を行い、必要に応じて緊急・一時的な経済的援助を行う事業。

基本目標4 きめ細やかな相談支援体制づくり

重要な柱（施策）	評価
【施策4-1】各相談支援機関の運営の充実	各分野の相談支援機関が整備され、専門性を發揮しやすい体制が整ってきました。しかし、各相談支援機関の認知度は目標に到達しておらず、更なる周知が必要です。併せて、各相談支援機関が専門性を高め、より効果的な支援を提供することが求められます。

主な評価指標	基準	実績	目標
	H29	R6	R7
各相談支援機関の認知度			
①地域包括支援センター	①29.2%	①30.8%	①40.0%
②障がい者相談支援センター	②21.0%	②19.2%	②35.0%
③子育て支援センター	③32.0%	③31.0%	③46.0%
④子育て世代包括支援センター ²³	④ —	④13.8%	④35.0%
⑤生活困窮者自立支援相談	⑤9.7%	⑤ —	⑤20.0%
⑥DV・女性相談	⑥ —	⑥ —	⑥25.0%
⑦福祉の総合相談窓口	⑦ —	⑦16.6%	⑦50.0%

²³ 子育て世代包括支援センター：妊娠期から子育て期までを切れ目なく支援する機関。その過程の個別課題を把握し、適切な支援につなげるため、保健師や助産師などの専門職を配置する。令和7年4月より、従来の児童福祉・母子保健の分野を担当する子育て世代包括支援センターに加え、教育分野を含めて対応することも家庭センターとなった。

重要な柱（施策）	評価
【施策4－2】 権利擁護の推進（虐待防止対策の推進）	虐待の社会的認知度が向上しているため、相談件数は各部署同程度で経過しています。また、障がいのある人（児童）虐待については、専門の相談員の配置により相談体制が整ってきました。

主な評価指標	基準	実績	目標
	R3	R6	R7
人権に関する相談件数	34件	32件	25件
子ども家庭相談のうち、児童虐待相談の割合（福祉行政報告例）	58件 43.0%（市） 34.3%（国）	35件 49.3%（市） -（国）	全国での平均を下回る
高齢者虐待に関する相談件数	25件	29件	57件
障がい者（児）虐待に関する相談件数	3件	32件	25件

重要な柱（施策）	評価
【施策4－3】 権利擁護の推進（成年後見制度の利用促進）	各機関の設置は目標どおりに達成できています。今後は関係機関の連携を深め、地域連携のネットワークの強化を図る必要があります。

主な評価指標	基準	実績	目標
	H29	R6	R7
中核機関の設置	未設置	設置	設置
成年後見制度利用促進協議会の設置	－	設置	設置
地域連携ネットワークの構築	－	発足	発足
市民後見制度 ²⁴ の実施	未導入	導入	導入

²⁴ 市民後見制度：弁護士や司法書士などの資格を持たない親族以外の市民が成年後見人等になる制度。市町村等の研修を修了し、必要な知識、技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録後家庭裁判所から選任を受け、市民後見人としての活動が始まる。

重要な柱（施策）	評価
【施策4-4】 情報提供、情報発信、情報共有の充実	市広報だけでなく、ホームページ、SNS ²⁵ などの活用が進んでいます。市広報と併せて、市民が知りたいタイミングで情報を取得できるホームページや、提供したい情報を速やかに発信できるSNS等のメリットを活かしながら、情報発信を充実させていくことが求められます。

主な評価指標	基準	実績	目標
	R3	R6	R7
自分に必要な「福祉サービス」の情報を入手できていると思う人の割合	44.0%	35.0%	60.0%
市が市民意見や地域の実情を積極的に把握し、市政に反映していると思う人の割合	17.5%	-	25.0%

基本目標5 安全・安心な環境と災害に強い体制づくり

重要な柱（施策）	評価
【施策5-1】 要配慮者の把握及び 日常的な見守り・支援	数値目標には到達していませんが、要配慮者の中でも高齢者の分野では見守りのしきみが浸透しています。配慮が必要な人の把握と見守りを実施する体制を維持するための取組が必要です。

主な評価指標	基準	実績	目標
	H29	R6	R7
家庭や地域が手を差し伸べ、支え合っていると思う市民の割合	40.4%	33.8%	52.0%

²⁵ SNS : Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス) の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用のサービスの総称。LINE、フェイスブック、X (エックス)、インスタグラムなどがある。

重要な柱（施策）	評価
【施策 5－2】 災害時における要配慮者等への支援	防災意識の高まりもあり、自主防災組織 ²⁶ は全ての行政区で整備されました。今後も配慮の必要な人が安心して地域で暮らしていけるよう、防災訓練等を行う必要があります。

主な評価指標	基準	実績	目標
	H29	R6	R7
防災訓練等を実施した自主防災組織の数	95 行政区	159 行政区	164 行政区
「地域の安全は地域で守る」活動（青パト巡回、通学路の交通立しょうなど）に参加したことがある人の割合	38.0%	33.4%	43.0%

（2）第3期計画に向けた課題

第2期の計画は、「福祉をみんなの力で支えるまち“いとしま”」を基本理念とし、市民や地域、関係機関の皆さんと市や市社会福祉協議会との協働により推進してきました。これらの活動の積み重ねにより、計画における事業の指標が一部達成できたものの、課題が残されている部分もあります。さらに、アンケート調査やヒアリング調査、社会情勢の変化等を踏まえると、本市の地域福祉の推進には、次の4つの課題について推進していく必要があることが明らかになりました。

① 地域福祉の意識を育み、推進する人材の育成や支援が必要です。

価値観やライフスタイルの多様化という社会背景に加え、同じ個人でもライフステージによって興味や関心は変化します。地域福祉の意識を育むため、どの世代においても福祉教育に触れるための環境を維持していく必要があります。

地域福祉を推進する人材については、担い手を養成するための講座等のしくみは整つてきましたが、その後の各種ボランティア団体からは会員数が増えないことや、役員の引き受け手がないことが課題との声もあがっています。さまざまなきっかけづくりによる新たな担い手の発掘に加え、効果的な活躍に向けた各団体の横のつながりを深めなど、「互助」「共助」のネットワークづくりを強化していく支援も必要です。そのためには、地域福祉を推進するときの要となる社会福祉協議会の組織基盤の更なる強化が重要です。

²⁶ 自主防災組織：「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき結成された組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う。

② 各種相談支援機関へつながるしくみづくりと効果的な支援の提供、その後の暮らしを支える環境づくりが必要です。

各分野の相談支援機関が整備されましたが、認知度がまだ高くないことや、さまざまな理由から相談すること自体に支援が必要な場合があるといった背景から、相談支援機関にうまくつながることができていない可能性があります。まずは支援が必要な人が相談支援機関につながることができるようにしくみづくりを推進し、その後はしっかりとその相談を受け止め、必要に応じて関係機関と連携しながら効果的な支援を提供できるような包括的な支援体制強化の取組が必要です。

一方で、地域福祉に関するさまざまなニーズに対し、すべてを公的支援でまかなうことは、今後ますます難しくなることが考えられます。住民やボランティア団体、社会福祉法人やNPO²⁷法人等に加え、今後は民間企業等も含めて、あらゆる団体が地域福祉活動の一翼を担えるよう、社会資源の開拓やその後のマッチング支援が期待されます。

「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの要素をたいせつにしながら、年齢や障がいの有無等に関わらず、すべての人が安心して地域で暮らしていけるような地域共生社会の実現に向けた取組が求められます。

③ あらゆる人の権利が守られる支援体制の充実が必要です。

あらゆる人が、虐待を受けることなく安心して暮らしていける環境づくりや、判断能力がじゅうぶんない高齢者や障がいのある人が、それぞれの生活の基盤となる地域において、その人らしく暮らしていけるような環境づくりが必要です。

そのためには、虐待を予防するための取組や、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援に関わるさまざまな機関が相互に連携して、地域で安心して生活できるような体制を充実させていくことが必要です。

④ 平常時も緊急時も、安全・安心に暮らせる環境づくりが必要です。

大規模な自然災害が多発する中、災害発生時に助け合い支え合うまちをつくるためには、平常時からの見守り、支え合い活動などが重要です。また、日ごろからのつながりを強めつつ、避難訓練や自主防災組織の活動を通して、地域全体で、防災・防犯などに取り組むこともたいせつです。

すでにある見守りや支援のしくみを今後も継続可能なものとするため、適宜見直しを行いながら、誰もが安全・安心に暮らせる環境を整えていく必要があります。

²⁷ NPO(エヌ・ピー・オー)：民間非営利組織(Non-Profit Organizationの略)。営利を目的とせずに、地域などにおいてさまざまな社会的・公益的な活動を行っている団体。特定非営利活動促進法により設立された法人を特定非営利活動法人(NPO法人)という。

第3章 計画の基本理念と重点施策

1 計画の基本理念

本市では、「福祉をみんなの力で支えるまち“いとしま”」を基本理念として、第1期及び第2期計画において地域福祉計画を推進してきました。第3期計画でも地域にあるさまざまな生活課題について、市民、地域団体、関係機関、市社会福祉協議会、民間企業及び市などあらゆる機関が協働して、それぞれの役割や特徴を生かしながら、互いに助け合って解決していくために、引き続きこの基本理念を踏襲しつつ、これまで支援される側と捉えられがちだった人も、できる範囲で活躍するなど、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが意欲や能力に応じて役割を持って活躍する「地域共生社会」の実現を目指します。みんなで支えるという視点から一步前進して、お互い支え合い、その中で個人や家庭や組織、そしてまちが互いに育て合う姿を目指し、本市の地域福祉を推進していきます。

福祉をみんなの力で育て合うまち“いとしま”

2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するために、4つの基本目標を設定しました。

- 基本目標1 地域福祉を支える担い手づくり
- 基本目標2 地域の団体・機関のネットワークづくりと相談支援機関の成熟
- 基本目標3 権利擁護の推進・充実
- 基本目標4 安全安心な環境と災害に強い体制づくり

3 重点施策

本計画では、第2期の成果や課題、アンケート調査、本市の現状や社会情勢などを踏まえ、重点的に取り組むべき施策を設定します。次の4つの施策に優先的に取り組むことによって、地域福祉の喫緊の課題である「地域共生社会の実現」に向けた各種施策の推進を図ります。

① 住民主体の活動の推進

年齢や障害の有無を問わず、住み慣れた地域で誰もが自分らしく暮らしていくためには、「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの要素それぞれが適切に力を発揮することが必要です。地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく生活するために、住民が主体となった活動が効果的に展開されるよう支援します。

また、自立支援協議会²⁸等の中でも、障がいのある人が社会参加しながら地域で暮らしていくための環境整備を目指します。

② 地域の社会資源を生かした多様なサービス・事業の推進

地域福祉に関するさまざまなニーズに対し、公的支援だけですべてをまかなうことは難しい状況です。住民、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO法人、そして民間企業も含めて多様な主体と連携・協働しながら多様なニーズに対応できるような取組を推進することが必要です。

③ 成年後見制度の利用促進

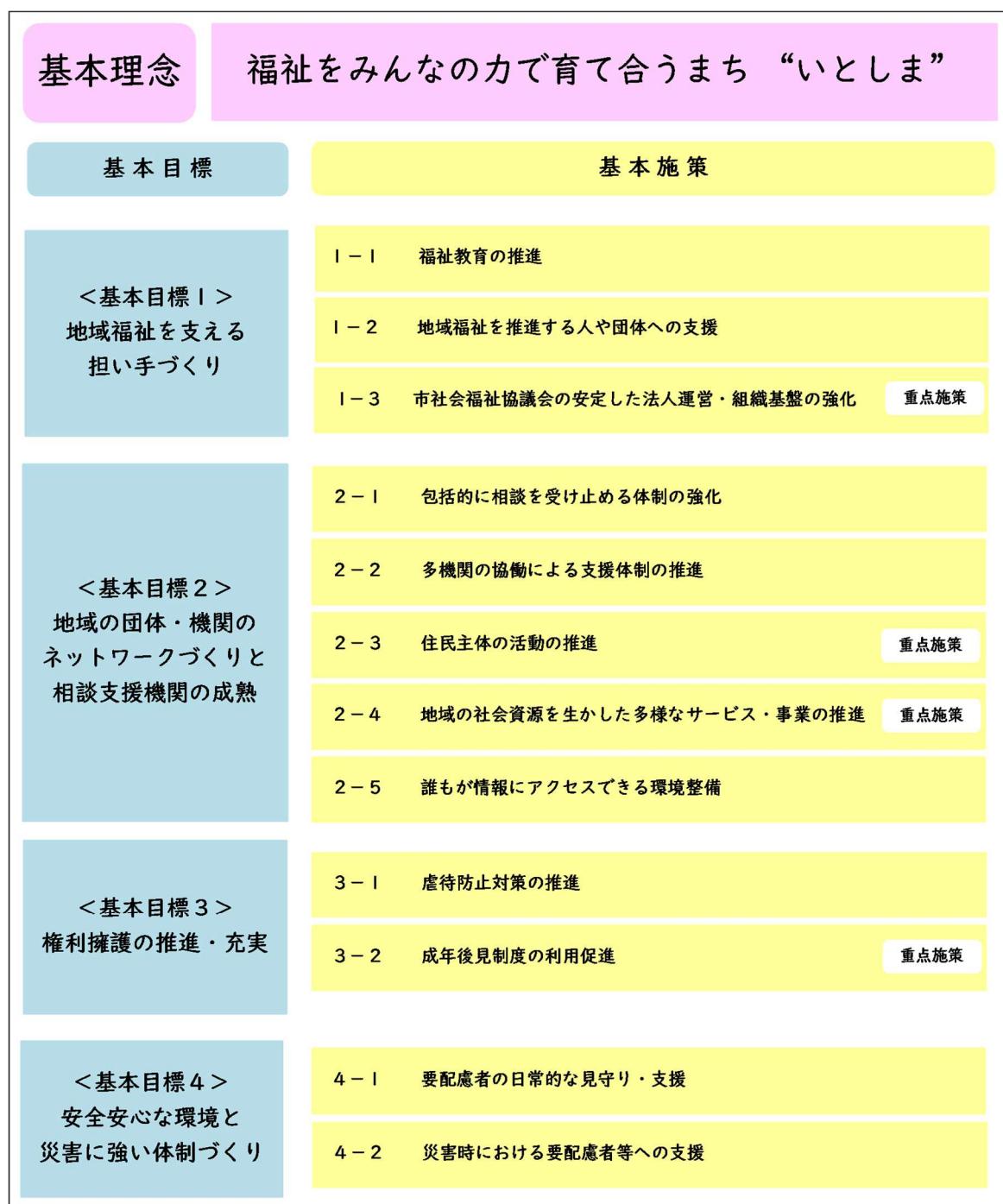
判断能力がじゅうぶんない高齢者や障がいのある人が、それぞれの生活の基盤となる地域において、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援に関わるさまざまな機関が相互に連携して、その人らしい生活を送ることができるような地域づくりへの取組として、権利擁護支援体制を強化していく必要があります。

④ 市社会福祉協議会の安定した法人運営・組織基盤の強化

従来から、市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な機関として活動してきましたが、多様化・複雑化する個人や地域の課題に、地域の力を活用しながら柔軟に対応する役割が今後さらに求められます。

そのためには、市社会福祉協議会内の組織体制を強化し、各分野においてより効果的・効率的な事業の実施に努め、職員の能力の向上を継続して図る必要があります。また、社会情勢の影響もあり、会費や寄附金、共同募金などの自主財源は縮小傾向です。市は、市社会福祉協議会財政健全化計画に伴う適正な財政支援等を行って、組織基盤の強化を図り、より一層の地域福祉を促進します。

²⁸ 自立支援協議会：地域の支援機関の実務担当者により構成され、お互いに連携を図ることにより、地域における障がいのある人等への支援体制に関する情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場。



5 評価指標

基本目標Ⅰ 地域福祉を支える担い手づくり

基本施策	評価指標	現状値	目標値
		R6	R12
I-1 福祉教育の推進	福祉教育ボランティアの養成者数	0人	18人
	地域で困りごとを抱えている人に、何か自分にできることがあれば支援をしたいと思う人の割合	66.6%	70.0%
I-2 地域福祉を推進する人や団体への支援	NPO・ボランティアセンターの団体登録数	234団体	235団体
	日頃から、行政区や校区などで開催される地域の行事に参加している人の割合（市民満足度調査）	50.8%	55.0%
I-3 市社会福祉協議会の安定した法人運営・組織基盤の強化	第3期地域福祉活動計画の達成度（各活動指標の平均）	-	100%
	市社会福祉協議会の認知度（地域福祉アンケート）	28.4%	35.0%

基本目標2 地域の団体・機関のネットワークづくりと相談支援機関の成熟

基本施策	評価指標	現状値	目標値
		R6	R12
2-1 包括的に相談を受け止める体制の強化	相談支援機関での相談延べ件数 ①福祉の総合相談窓口 ②地域包括支援センター ③障がい者相談支援センター ④こども家庭センター ²⁹	①4,472 件 ②34,914 件 ③13,583 件 ④ -	①4,625 件 ②35,400 件 ③16,900 件 ④11,400 件
	各相談支援機関の認知度（地域福祉アンケート） ①地域包括支援センター ②障がい者相談支援センター ③子育て支援センター ④こども家庭センター ⑤DV・女性相談 ⑥福祉の総合相談窓口	①30.8% ②19.2% ③31.0% ④ - ⑤ - ⑥16.6%	①33.0% ②25.0% ③35.0% ④35.0% ⑤25.0% ⑥20.0%
	自殺予防やメンタルヘルスに関する啓発回数	年2回	年3回
	アウトリーチ支援による新規相談件数	69 件	90 件
	自殺死亡率	19.25	過去5年の平均値(16.88)を下回る
2-2 多機関の協働による支援体制の推進	複合的な課題を有する人の検討事例実数	12 世帯	12 世帯
	福祉の総合相談窓口が府内外の支援機関と連携して支援した回数	714 回	900 回
2-3 住民主体の活動の推進	居場所づくりのための支援回数	99 回	120 回
	地域ささえあい会議で創出された事業数	14 事業	15 事業
	精神科病院から地域での生活への移行に向けた住居確保や地域生活への支援を行った人数	3 人	3 人

²⁹ こども家庭センター：令和7年4月に設置された、妊娠・出産から子育て、教育、こどもの権利に関することまで支援をする機関。

基本施策	評価指標	現状値	目標値
		R6	R12
2-4 地域の社会資源を生かした多様なサービス・事業の推進	市民団体等と行政が協働で取り組んだ課題解決事業数	24 件	25 件
	ふくおかライフレスキュー事業糸島連絡会との協働により支援を受けた人数（累計）	29 人	47 人
	参加支援事業等を通じてつながりのできた企業・団体数（累計）	14 団体	23 団体
2-5 誰もが情報にアクセスできる環境整備	地域福祉に関する広報、SNS 及びホームページ掲載数 ①地域福祉課 ②福祉保護課 ③介護・高齢者支援課 ④子育て支援課 ⑤人権・男女共同参画推進課	①69 件 ② 2 件 ③57 件 ④88 件 ⑤30 件	①75 件 ② 2 件 ③70 件 ④102 件 ⑤30 件
	自分に必要な「福祉サービス」の情報を入手できていると思う人の割合（地域福祉アンケート）	35.0%	50.0%

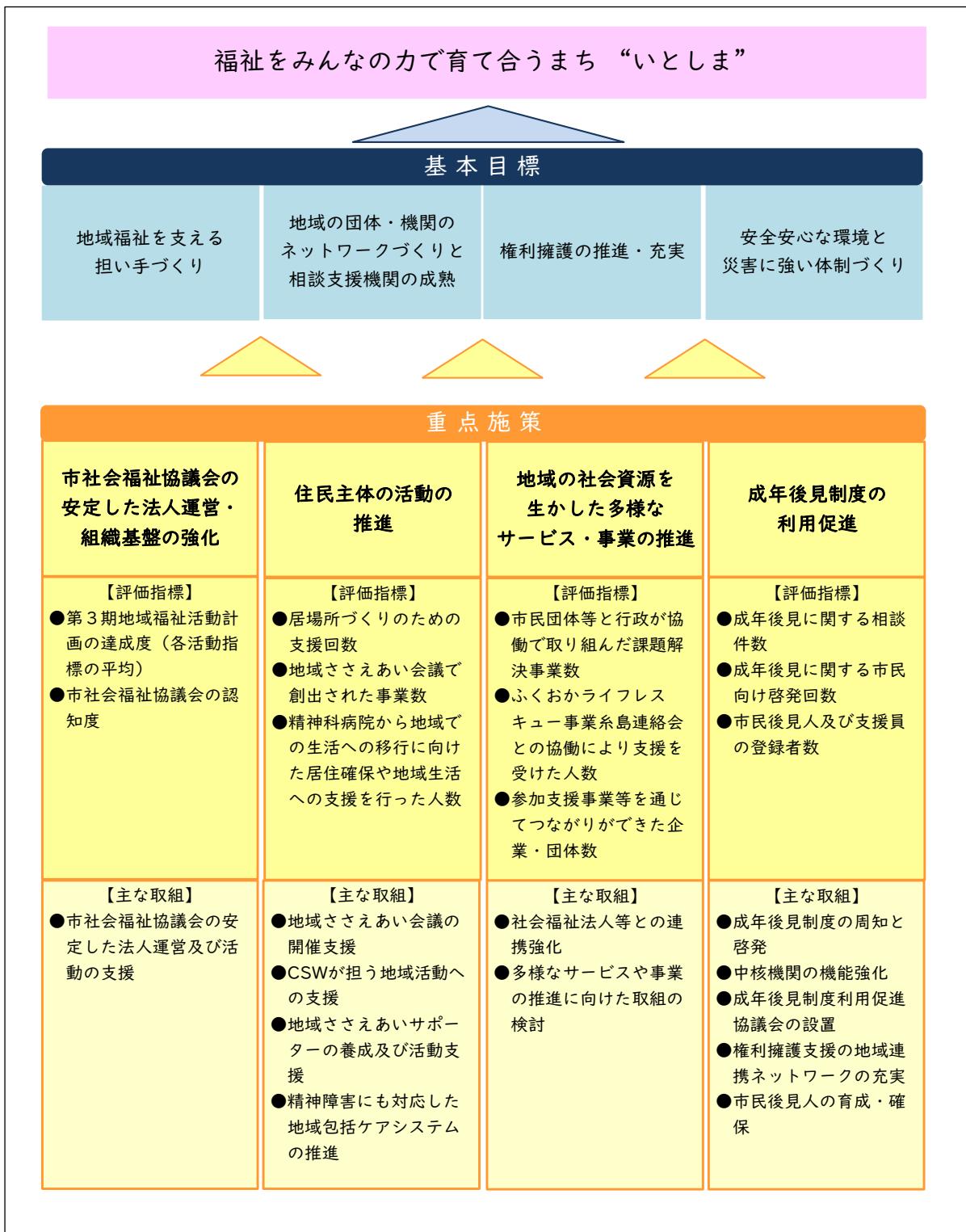
基本目標3 権利擁護の推進・充実

基本施策	評価指標	現状値	目標値
		R6	R12
3-1 虐待防止対策の推進	高齢者虐待に関する相談件数	29 件	33 件
	障がい者（児）虐待に関する相談件数	32 件	40 件
	子ども家庭相談のうち、児童虐待相談の割合	49.3%	50.0%
	人権に関する相談件数	32 件	40 件
	人権問題に関する講演会、学習会等の参加者の意見で「良かった、再認識できた、気づきがあった」と答え、啓発につながった人の割合	—	80.0%
3-2 成年後見制度の利用促進	成年後見に関する相談件数	421 件	700 件
	成年後見に関する市民向けの啓発回数（累計）	14 回	200 回
	市民後見人及び支援員の登録者数	9 人	15 人

基本目標4 安全安心な環境と災害に強い体制づくり

基本施策	評価指標	現状値	目標値
		R6	R12
4-1 要配慮者の日常的な見守り・支援	見守り台帳の登録者数	6,949 件	7,064 件
	見守り活動に協力する事業所数	185 事業所	190 事業所
4-2 災害時に おける要 配慮者等 への支援	地区防災計画に基づき訓練等を実施した 自主防災組織数	1 組織	164 組織
	避難行動要支援者の個別支援計画の件数	31 件	620 件

6 重点施策に関する指標



第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 地域福祉を支える担い手づくり

I-1 福祉教育の推進

目指す姿

「支え合う」共生の意識の醸成のための機会がある。

課題

○個人の価値観やライフスタイルの変化に対応し、どの世代にも福祉教育を受ける機会を維持していくことが必要です。

主な取組

取組	概要	主な担当課
地域における福祉教育の推進	すべての市民を対象とした、福祉について学習する機会の拡充を図ります。	地域福祉課 生涯学習課
学校における福祉教育の推進	高齢者、障がいのある人、外国人、性に関すること等の個別的な人権課題に関する学習を通して、福祉教育を推進します。	学校教育課
家庭や地域の教育力の向上	子どもの発達段階に応じた子育て教室等を通して、情報提供を行い、家庭や地域における地域福祉への意識の醸成を図ります。	子育て支援課
人権啓発の推進	さまざまな人権問題解決のために、講演会や人権映画祭等を開催し、啓発を行います。	人権・男女共同参画推進課

取 組	概 要	主な担当課
障がい者差別解消の推進	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）に基づき、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」及び「環境の整備」に関して市民や事業者への啓発を行います。	地域福祉課 人権・男女 共同参画推進課

評価指標

基本施策	評価指標	現状値	目標値
		R6	R12
I-1 福祉教育の推進	福祉教育ボランティアの養成者数	0 人	18 人
	地域で困りごとを抱えている人に、何か自分にできることがあれば支援をしたいと思う人の割合（地域福祉アンケート）	66.6%	70.0%

I-2 地域福祉を推進する人や団体への支援

目指す姿

意欲や能力に応じて、ボランティアや団体等が活躍している。

課題

- 養成講座等のしくみは整ってきましたが、各種ボランティア団体から会員数が増えないことや、会員の高齢化により役員の引き受け手がないことを課題と感じているという声が挙がっています。
- 活動の場や参加するきっかけづくりと併せて、団体等が効果的に活躍できる支援が必要です。

主な取組

取組	概要	主な担当課
ボランティア活動支援とNPO・ボランティアセンター機能の充実	ボランティアの裾野を広げるためのきっかけづくりや、その後のNPOや団体等の活性化につながる取組を展開します。	生涯学習課
ボランティアコーディネーター ³⁰ の支援	市社会福祉協議会に設置されたボランティアコーディネーターの活動を支援し、地域でボランティア活動に興味のある人が活躍しやすい環境を整えます。	地域福祉課
地域ささえあいサポーター ³¹ の養成及び活動支援	生活支援の担い手となる「地域ささえあいサポーター」を養成し、活動を支援します。 生活支援コーディネーター及び地域ささえあい推進員を配置し、活動の場を広げる支援を行います。	介護・高齢者支援課 地域福祉課

³⁰ ボランティアコーディネーター：市社会福祉協議会に配置された「ボランティアをしたい人」と「ボランティアを必要としている人」をつなぐ調整役を担う職員。ボランティアに関する相談、コーディネートだけでなくグループの設立支援や情報提供などさまざまな支援を行っている。

³¹ 地域ささえあいサポーター：介護保険法に基づき行われる事業。高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、ゴミ出しや買い物支援を行うボランティア。養成講座の受講が必要である。

取 組	概 要	主な担当課
コミュニティセンター等を活用した市民交流の場の推進	校区担当 CSW の協力のもと、地域の特性に合わせたサロン活動等を行い、世代や分野を超えて気軽に交流できるような取組を促進していきます。	地域福祉課 コミュニティ推進課 健康づくり課
校区社会福祉協議会への支援	校区社会福祉協議会が、コミュニティセンターを拠点として、校区の特性を生かした活動を自ら発展させていくことができるよう、市社会福祉協議会と協力し、支援を行います。	地域福祉課

評価指標

基本施策	評価指標	現状値	目標値
		R6	R12
I-2 地域福祉を推進する人や団体への支援	NPO・ボランティアセンターの団体登録数	234 団体	235 団体
	日頃から、行政区や校区などで開催される地域の行事に参加している人の割合（市民満足度調査）	50.8%	55.0%

I - 3 市社会福祉協議会の安定した法人運営・組織基盤の強化

目指す姿

市社会福祉協議会が、安定した経営で地域の最前線で活動できている。

課題

○市社会福祉協議会が地域福祉の中核機関として役割を発揮できるよう、継続した支援が必要です。

主な取組

取組	概要	主な担当課
市社会福祉協議会の安定した法人運営及び活動の支援	地域の最前線での活動が一層推進されるよう、発展強化計画に基づく人材育成などに資する支援を実施します。	地域福祉課

評価指標

基本施策	評価指標	現状値	目標値
		R6	R12
I - 3 市社会福祉協議会の安定した法人運営・組織基盤の強化	第3期地域福祉活動計画の達成度(各活動指標の平均)	-	100%
	市社会福祉協議会の認知度(地域福祉アンケート)	28.4%	35.0%

基本目標 2

地域の団体・機関のネットワークづくりと相談支援機関の成熟

2-1 包括的に相談を受け止める体制の強化

目指す姿

相談支援機関で、課題を抱える人の相談を受け止めることができる。

課題

- 複雑化・複合化した課題を抱える人の相談を受け止めるため、各分野での相談支援機関が設置されました。早期に相談支援機関につながることができるよう、周知が必要です。
- 課題を抱えながらも相談につながることができない等、潜在的な相談ニーズがある人の把握に向けた取組の展開が求められます。
- 複合的な要因が連鎖することで自殺のリスクが高まることから、生きることを支えるための包括的な支援の入り口支援が必要です。

主な取組

取組	概要	主な担当課
総合的な相談支援体制の充実	各分野での相談支援機関において、相談の受け止めや課題のアセスメントに基づく支援を行います。	福祉保護課 地域福祉課 介護・高齢者支援課 子育て支援課 人権・男女 共同参画推進課
市社会福祉協議会の総合力を生かした包括的な相談体制の推進	高齢者や障がいのある人への支援や民生委員等との強力なネットワークを持つ市社会福祉協議会の総合力を生かして、分野を超えた包括的な福祉の相談体制を推進します。	地域福祉課
潜在的な相談者の把握に向けた取組の推進	CSWを中心とした、地域の中の潜在的な相談者の把握に向けたアウトリーチ支援を図ります。	地域福祉課

取 組	概 要	主な担当課
自殺予防対策の推進	相談支援機関のきめ細やかな連携を構築し、自殺予防にもつながる体制づくりと周知・啓発を行います。	地域福祉課 健康づくり課

評価指標

基本施策	評価指標	現状値	目標値
		R6	R12
2-1 包括的に相談を受け止める体制の強化	相談支援機関での相談延べ件数 ①福祉の総合相談窓口 ②地域包括支援センター ③障がい者相談支援センター ④こども家庭センター	①4,472 件 ②34,914 件 ③13,583 件 ④ -	①4,625 件 ②35,400 件 ③16,900 件 ④11,400 件
	各相談支援機関の認知度（地域福祉アンケート） ①地域包括支援センター ②障がい者相談支援センター ③子育て支援センター ④こども家庭センター ⑤DV・女性相談 ⑥福祉の総合相談窓口	①30.8% ②19.2% ③31.0% ④ - ⑤ - ⑥16.6%	①33.0% ②25.0% ③35.0% ④35.0% ⑤25.0% ⑥20.0%
	自殺予防やメンタルヘルスに関する啓発回数	年2回	年3回
	アウトリーチ支援による新規相談件数	69 件	90 件
	自殺死亡率	19.25	過去5年の平均値(16.88)を下回る

2-2 多機関の協働による支援体制の推進

目指す姿

課題解決に向けて各相談支援機関が自立し、必要な時に連携して能力を発揮できる。

課題

○課題解決のためには各相談支援機関が専門性を発揮する力を高めるとともに、必要に応じて他の機関と連携して課題解決を目指すことが求められます。

主な取組

取組	概要	主な担当課
各相談支援機関の支援の質の向上	各分野の相談支援機関において、専門性の高い支援を提供できるような取組を実施します。	福祉保護課 地域福祉課 介護・高齢者支援課 子育て支援課 人権・男女 共同参画推進課
分野を超えた連携体制の強化	研修や協議会等を活用し、各分野が連携して支援する体制を強化します。	地域福祉課 福祉保護課 介護・高齢者支援課 子育て支援課 人権・男女 共同参画推進課
重層的な支援体制の強化	各分野のネットワークの連携強化を図り、複雑化・複合化した課題を抱える人に対して重層的な支援体制を強化します。	地域福祉課 福祉保護課 介護・高齢者支援課 子育て支援課 人権・男女 共同参画推進課

評価指標

基本施策	評価指標	現状値	目標値
		R6	R12
2-2 多機関の協働による支援体制の推進	複合的な課題を有する人の検討事例実数	12世帯	12世帯
	福祉の総合相談窓口が庁内外の支援機関と連携して支援した回数	714回	900回

2-3 住民主体の活動の推進

目指す姿

住み慣れた地域で、生きがいを持ちながら支え合って生活できる。

課題

- 地域ささえあいサポーターの活動の場が限定されているなど、十分な活躍につながっていない一面もあることから、住民が主体となって活動を効果的に展開できるような支援が求められています。
- 高齢者の分野で代表される地域包括ケアシステムのように、精神障害の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の体制整備が必要です。

主な取組

取組	概要	主な担当課
地域ささえあい会議の開催支援	市社会福祉協議会との協働により、地域ささえあい会議の開催を支援します。	介護・高齢者支援課 地域福祉課
CSW が担う地域活動への支援	CSW が地域の課題解決に向けて行う活動を支援します。	地域福祉課
地域ささえあいサポーターの養成及び活動支援（再掲）	生活支援の担い手となる「地域ささえあいサポーター」を養成し、活動を支援します。 生活支援コーディネーター及び地域ささえあい推進員を配置し、活動の場を広げる支援を行います。	介護・高齢者支援課 地域福祉課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進	糸島市自立支援協議会及び専門部会の中で、精神障がいのある人が地域で暮らすための支援を検討します。	地域福祉課

評価指標

基本施策	評価指標	現状値	目標値
		R6	R12
2-3 住民主体の活動の推進	居場所づくりのための支援回数	99回	120回
	地域ささえあい会議で創出された事業数	14事業	15事業
	精神科病院から地域での生活への移行に向けた住居確保や地域生活への支援を行った人数	3人	3人

2-4 地域の社会資源を生かした多様なサービス・事業の推進

目指す姿

多様なサービスや事業推進に向けて、社会福祉法人や NPO 法人等のあらゆる社会資源を活用するための連携ができる。

課題

- 福祉に関するニーズに対し、すべてを公的政策や住民による支え合いで賄うことが難しいため、民間企業の力を得ることが必要です。
- 参加支援事業等を通じて、賛同・協力を得られる団体や企業とのつながりができ始めていることを強みに、多様なサービスや事業の推進に向けた取組の検討が求められます。

主な取組

取組	概要	主な担当課
社会福祉法人等との連携強化	社会福祉法人等との連携を強化し、官民連携による地域生活課題の解決への取組を支援します。	地域福祉課 生涯学習課
多様なサービスや事業の推進に向けた取組の検討	賛同や協力を得られる団体や企業に対し、居場所づくりや中間的就労等、多様な支援の提供につながる取組の検討について支援します。	地域福祉課

評価指標

基本施策	評価指標	現状値	目標値
		R6	R12
2-4 地域の社会資源を生かした多様なサービス・事業の推進	市民団体等と行政が協働で取り組んだ課題解決事業数	24 件	25 件
	ふくおかライフレスキュー事業系島連絡会との協働により支援を受けた人数（累計）	29 人	47 人
	参加支援事業等を通じてつながりのできた企業・団体数（累計）	14 団体	23 団体

2-5 誰もが情報にアクセスできる環境整備

目指す姿

誰もが、必要な情報を得ることができる。

課題

- 複数の媒体の利用を検討する等、より受け手が情報を得やすいような効果的な発信が必要です。
- 自ら情報収集を行うことが困難な人等に対して、誰もが必要な情報を得られるような個別性のある支援が求められます。

主な取組

取組	概要	主な担当課
多様な媒体を活用した情報発信	市広報、公式ホームページ、SNS、伊都国記者会 ³² など多様な媒体を活用して、広く情報発信します。	情報政策課
地域福祉に関する情報発信	各相談支援機関の紹介など、支援が必要な人に対する情報発信を行います。	地域福祉課 福祉保護課 介護・高齢者支援課 子育て支援課 人権・男女 共同参画推進課
関係機関との協働による情報提供	自ら情報収集を行うことが困難な人等に対し、必要な情報が直接届くように、各相談支援機関やCSWなどの協働による情報提供を行います。	福祉保護課 介護・高齢者支援課 地域福祉課 子育て支援課

³² 伊都国記者会：糸島市の記者クラブ。

評価指標

基本施策	評価指標	現状値	目標値
		R6	R12
2-5 誰もが情報にアクセスできる環境整備	地域福祉に関する広報、SNS 及びホームページ掲載数 ①地域福祉課 ②福祉保護課 ③介護・高齢者支援課 ④子育て支援課 ⑤人権・男女共同参画推進課	①69 件 ②2 件 ③57 件 ④88 件 ⑤30 件	①75 件 ②2 件 ③70 件 ④102 件 ⑤30 件
	自分に必要な「福祉サービス」の情報を入手できていると思う人の割合（地域福祉アンケート）	35.0%	50.0%

基本目標3 権利擁護の推進・充実

3-1 虐待防止対策の推進

目指す姿

児童や高齢者、障がいのある人等すべての市民が安心して生活できる。

課題

- 貧困や孤立化などの社会的背景、虐待通報義務化の浸透等により、虐待に関する相談は一定数生じています。
- 虐待発生の予防対策と早期介入のために、虐待に対する正しい理解を促す支援が継続して必要です。

主な取組

取組	概要	主な担当課
高齢者、障がいのある人、児童に対する虐待防止対策の推進	医療、介護、保健、福祉などの関係機関と連携し、虐待の防止と早期発見、早期対応を行います。	介護・高齢者支援課 地域福祉課 子育て支援課
人権に関する相談及び啓発	人権センター及び人権擁護委員による相談や「人権の花運動」による人権啓発を行います。	人権・男女 共同参画推進課

評価指標

基本施策	評価指標	現状値	目標値
		R6	R12
3-1 虐待防止対策の推進	高齢者虐待に関する相談件数	29 件	33 件
	障がい者（児）虐待に関する相談件数	32 件	40 件
	子ども家庭相談のうち、児童虐待相談の割合	49.3%	50.0%
	人権に関する相談件数	32 件	40 件
	人権問題に関する講演会、学習会等の参加者の意見で「良かった、再認識できた、気づきがあった」と答え、啓発につながった人の割合	—	80.0%

3-2 成年後見制度の利用促進

目指す姿

判断能力がじゅうぶんない高齢者や障がいのある人の権利を擁護するためのしくみが充実している。

課題

○成年後見センター及び成年後見制度利用促進協議会の設置後、今後はさらに後見制度に関する啓発や地域連携ネットワークづくりの充実が求められます。

主な取組

取組	概要	主な担当課
成年後見制度の周知と啓発	関係機関等と連携しながら、障がいのある人等の人権や権利を擁護する成年後見制度の周知・普及を図ります。	地域福祉課 介護・高齢者支援課
中核機関の機能強化	成年後見センターが関係機関と連携し支援する体制を強化します。	地域福祉課
成年後見制度利用促進協議会の設置	成年後見制度利用促進協議会において、制度の効果的な利用に向けて協議します。	地域福祉課
権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実	地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみの充実を図ります。	地域福祉課
市民後見人の育成・確保	市民後見人の育成や組織体制を整備します。	地域福祉課

評価指標

基本施策	評価指標	現状値	目標値
		R6	R12
3-2 成年後見制度の利用促進	成年後見に関する相談件数	421 件	700 件
	成年後見に関する市民向けの啓発回数（累計）	14 回	200 回
	市民後見人及び支援員の登録者数	9 人	15 人

基本目標4

安全安心な環境と災害に強い体制づくり

4-1 要配慮者の日常的な見守り・支援

目指す姿

高齢者や障がいのある人等、支援を要する人の日常的な見守りができている。

課題

○高齢者の分野では見守りに関するしくみが浸透してきています。今後は配慮が必要な人に広く行き渡るよう継続した見守り支援体制の整備が必要です。

主な取組

取組	概要	主な担当課
見守り台帳の整備	平常時の見守り等を目的として、市と市社会福祉協議会の協働で「見守り台帳」を整備します。	介護・高齢者支援課 地域福祉課
高齢者等 SOS ネットワーク ³³ の普及及び協力者等の拡大	行方不明者を早期に発見し、その生命及び身体の安全確保を行うため、すでに設置している高齢者等 SOS ネットワークの普及啓発を図り、協力者等の拡大につなげます。	介護・高齢者支援課 地域福祉課

評価指標

基本施策	評価指標	現状値	目標値
		R6	R12
4-1 要配慮者の日常的な見守り・支援	見守り台帳の登録者数	6,949 件	7,064 件
	見守り活動に協力する事業所数	185 事業所	190 事業所

³³ 高齢者等 SOS ネットワーク：糸島警察署、市、地域包括支援センター、糸島市消防本部、郵便局、交通機関、コンビニエンスストアなどの協力者が連携し、行方不明者の早期発見・確保をめざす事業。

4-2 災害時における要配慮者等への支援

目指す姿

災害時にも助け合い、支え合うしくみができている。

課題

- 市内全域で自主防災組織が設立されましたが、地域により自然災害の危険性が異なること、また自治会への未加入者増加などによる地域のつながりや共助意識の低下により、地域間において格差が生じている状況です。
- 災害時における要配慮者等の確実かつ安全な避難体制の構築が必要です。

主な取組

取組	概要	主な担当課
自主防災組織を中心とした防災活動の推進	地域の状況に応じて、自主防災組織を中心とした防災活動を推進します。	危機管理課
防災士が自主防災組織に積極的な参画ができる体制の構築	地域の防災士が各自主防災組織に積極的に参画できる体制を構築し、平常時から自主防災組織の活動の充実を図ります。	危機管理課
避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成	庁内外の関係機関が連携し、避難行動要支援者に対する実効性のある個別避難計画の作成を促進していきます。	危機管理課 地域福祉課 介護・高齢者支援課 子育て支援課 健康づくり課

評価指標

基本施策	評価指標	現状値	目標値
		R6	R12
4-2 災害時における要配慮者等への支援	地区防災計画に基づき訓練等を実施した自主防災組織数	1組織	164組織
	避難行動要支援者の個別支援計画の件数	31件	620件

第5章 計画の推進

1 計画の周知・啓発

地域に暮らす誰もが安心して、自分らしくいきいきと生活できる地域社会を実現するためには、市民、地域団体、関係機関、市社会福祉協議会、市が連携し、計画を推進していくことが重要です。

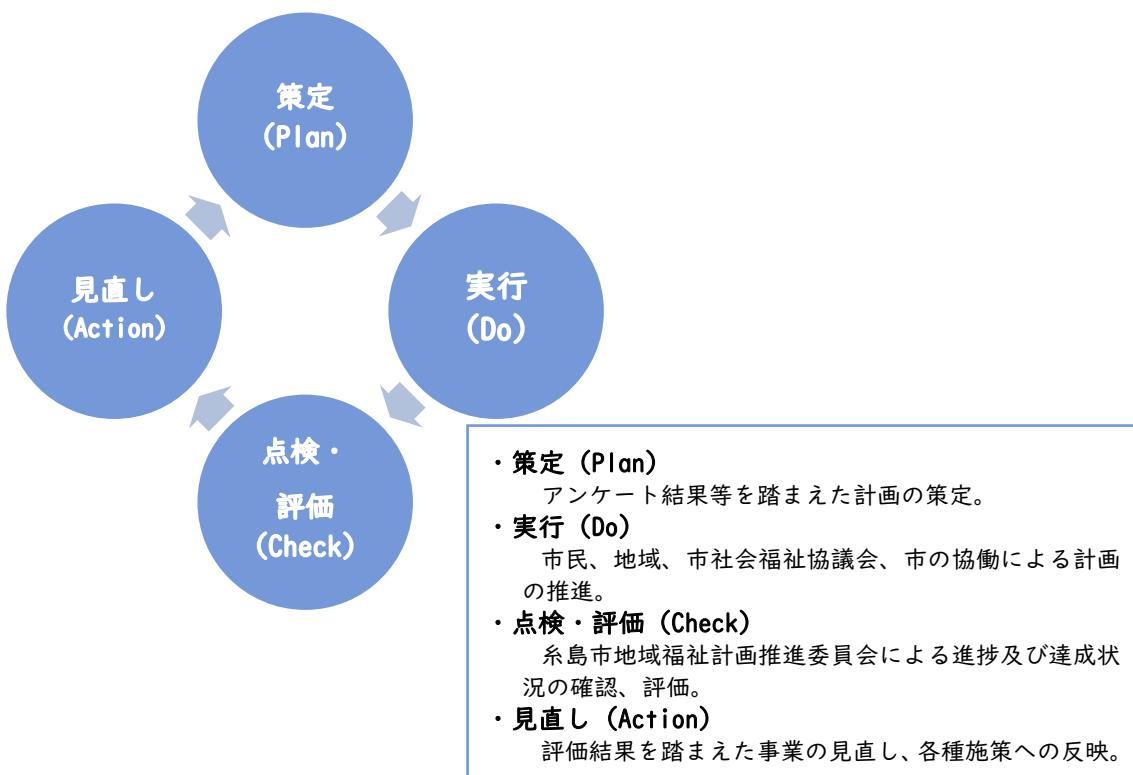
そのため、本計画を市や市社会福祉協議会の広報紙、ホームページで公表し、市民への周知を図ります。

また、ワークショップや出前講座などあらゆる機会を通じて、市民への啓発を図り、地域福祉を推進していきます。

2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、毎年度の進捗を確認するとともに、計画の円滑な実施を推進するため、「糸島市地域福祉計画推進委員会」において、幅広い視点で進行管理及び評価を行います。

また、国の動向や社会状況の変化などをじゅうぶんに見極め、必要に応じて関連計画との調整を図りながら見直しを行います。



資料編

糸島市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 糸島市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に基づく事業の推進を図るため、糸島市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事項。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価に関する事項。
- (3) 地域福祉計画の推進に関する事項。
- (4) その他市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民代表
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月6日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

糸島市地域福祉計画推進委員会 委員名簿

所 属 等	氏 名
筑紫女子大学	◎ 前田 佳宏
糸島市スマイルネットワーク（障がい者施設）	○ 増山 利幸
公募	瀬戸 益子
公募	瀬戸山 成美
糸島市行政区長会	吉岡 愛一郎
糸島市民生委員・児童委員協議会	波多江 豪彦
福岡地区老人福祉施設協議会西ブロック（高齢者施設）	的場 宏一郎
糸島市シニアクラブ連合会	里村 廣志
糸島市手をつなぐ親の会	橋木 美鈴
糸島市精神障がい者家族会 いとしま会	大保 良子
糸島市社会福祉協議会 ボランティア連絡協議会	辻 あつ子
子育てネットワークwith「ういす」	土器園 百恵
西南学院大学	萩沢 友一
医療法人社団桜珠会 可也病院	宮崎 聰

(◎委員長 ○副委員長 敬称略、順不同)

策定経過

◆令和6年度

日 付	主 な 内 容
9月26日～10月24日	地域福祉に関するアンケート調査の実施

◆令和7年度

日 付	主 な 内 容
4月1日～4月30日	NPO、ボランティア、福祉団体ヒアリング調査の実施
5月8日	第1回糸島市地域福祉計画推進委員会
7月11日	第2回糸島市地域福祉計画推進委員会
10月10日	第3回糸島市地域福祉計画推進委員会
10月31日	第4回糸島市地域福祉計画推進委員会
12月1日～1月6日	パブリックコメントの実施
1月28日	第5回糸島市地域福祉計画推進委員会
3月下旬	第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画改定版の決定及び公表

福祉関係団体等ヒアリング調査実施団体一覧

※代表者名は調査時点のものです。

(1) 福祉団体・当事者団体

No.	団体名	代表者名
1	糸島市身体障害者福祉協会	福島 春夫
2	糸島市シニアクラブ連合会	里村 廣志
3	糸島市手をつなぐ親の会	鷲木 美鈴
4	糸島市民生委員・児童委員協議会	波多江 豪彦
5	在宅介護者の会 癒しの会	時松 征子
6	在宅介護者の会 楽笑	瀬戸 好子
7	在宅介護者の会 あすなろ会	中小原 真理
8	糸島市母子等寡婦福祉会	岩永 澄代
9	糸島市福祉委員会	田中 あき子

(敬称略、順不同)

(2) 糸島市社会福祉協議会ボランティア連絡協議会

No.	団体名	主な活動内容	代表者名
1	いとの会	高齢者サロン・福祉施設での介護予防支援	中原 信惠
2	いとしま在宅ホスピスボランティアの会 ヴィオラ	在宅療養中の方とその家族の支援 (話し相手、家族の休養、見守り等)	川上 智美
3	回想法ボランティア つんのーて	高齢者サロンの支援 (なつかしい話を引き出す支援)	高鍋 健兒
4	白菊学級	福祉施設・校区事業の支援	藤田 ふみ枝
5	ジネスボランティア	福祉施設での支援 (お化粧ボランティア)	岡 三恵子
6	ピュアの会	福祉施設での支援 (セラピューティックケア)	凌 朋香
7	ニ丈ボランティア はるか	高齢者サロンの支援 (介護予防の体操やゲームなどの提供)	大庭 タカ代
8	はつらつマイスターズ	高齢者サロンの支援 (介護予防の体操やゲームなどの提供)	原田 ツル子
9	ミントの会	福祉施設・認知症カフェ等を支援 (セラピューティックケア)	松木 芳子
10	生活支援ボランティア にじょう太助	高齢者宅を訪問して生活支援、通いの場や認知症カフェの支援	小森 節子

No.	団体名	主な活動内容	代表者名
11	糸島手話の会	手話を広める活動、聴覚障がい者の人権擁護・社会参加の促進、福祉の向上のための活動	友池 はすみ
12	糸島防災士会 てまがえ隊	防災士としての活動と地域での防災訓練・防災講座の開催	有松 智文
13	火よう会	エプロン、袋物等の作成・販売を通して、障がい者等への支援	渕上 静江
14	要約筆記の会 いとしま	聴覚障がい者へ文字で情報伝達する要約筆記をおこなう「聞こえのサポーター」講座の開催など	友池 はすみ
15	朗読ボランティア あめんぼ	社協ニュース「みんなのふくし」を録音し視覚障がい者へ送付保育所等でお話会、朗読やデジタル録音の勉強会など	河東 卓三
16	朗読ボランティア せせらぎ	広報「いとしま」を録音し視覚障がい者へ送付、朗読講習会開催	青 妙美
17	おもちゃ病院 伊都国	壊れたおもちゃの修理を通して、物を大切にする心を育む子育て支援	松尾 俊彦
18	たけのこ文庫	読書を通じて親と子、地域の子どもに本の楽しみを届ける活動	筒井 弘代
19	にこにこ文庫	小学校への読書推進活動、地域サロン等での支援	仲西 まゆみ
20	布絵本の会 こびとのくつや	布絵本・布遊具の制作、おはなし会など	中田 智佐恵
21	かふりんパークで遊ぼう	かふりんパーク（野外）での子ども達の遊び場の開催、場所・体験の提供	平川 美香子
22	特定非営利活動法人 いとしまこども食堂 ほっこり	あごらでの子ども食堂運営と学習支援	笹渕 隆広
23	前原ファミリーサポート ゆりかごの会	おもちゃ図書館ゆりかごの運営	吉村 登美子
24	ともなう会	市内や近郊に住む外国人と日本人の交流事業、多文化共生啓発事業	南 明日香
25	一般社団法人かるがも (産前産後ヘルパーかるがも)	妊娠後期や産後で支援が必要な世帯への家事と育児の支援	荒木 千枝美

(敬称略、順不同)

(3) 子育て支援団体

No.	団体名	代表者名
1	南風ささえ隊（ひまわりキッチン）	木村 公治
2	特定非営利活動法人 いとしま児童クラブ	江頭 晶子
3	しゃべり場つくり隊（いきいき食堂）	肥田 美恵子

(敬称略、順不同)

第3期（令和8年度～令和12年度）
糸島市地域福祉計画

発行 糸島市 健康福祉部 地域福祉課
〒819-1192
糸島市前原西一丁目1番1号
TEL：092-332-2073 FAX：092-321-1139
E-mail：chiikifukushi@city.itoshima.lg.jp
HP：<https://www.city.itoshima.lg.jp/>

